

## 平成23年第7回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成23年12月9日（金曜日）

---

### ○議事日程

平成23年12月9日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	中 林 堅 造 君
5 番	山 本 久 江 君	6 番	重 川 恭 年 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	木 村 一 彦 君
9 番	横 田 和 雄 君	10 番	高 砂 朋 子 君
11 番	山 根 祐 二 君	12 番	斉 藤 旭 君
13 番	河 杉 憲 二 君	14 番	青 木 明 夫 君
15 番	弘 中 正 俊 君	16 番	大 田 雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿 博 敏 君	19 番	行 重 延 昭 君
20 番	久 保 玄 爾 君	21 番	今 津 誠 一 君
22 番	山 下 和 明 君	23 番	藤 本 和 久 君
24 番	田 中 敏 靖 君	25 番	田 中 健 次 君
27 番	安 藤 二 郎 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 真 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	和 田 康 夫 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

3番、山田議員、4番、中林議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続きまして、一般質問でございまして、よろしくお願ひいたします。

これより質問に入ります。最初は、15番、弘中議員。

〔15番 弘中 正俊君 登壇〕

○15番（弘中 正俊君） 明政会の弘中でございます。通告に従い、順次質問いたします。積極的な回答を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、さきの9月定例会で通告しておりましたが、久しぶりに質問しましたので、時間配分を誤り、質問趣旨の途中で終わりました。大きな項目は開発行為に伴う排水対策と、公共施設の帰属と管理です。

第1点目は、調整区域内で小規模開発が進んでいる。まとまれば1ヘクタール程度にな

る。開発許可に関する権限が移譲されたが、排水対策を含め、市独自の審査基準を設けられたのか、あるいは予定があるか。

2点目が、開発道路の帰属及び管理と市道路線編入に関する規定の適正に整備されているものとはということで、開発行為にかかわる質問をいたします。

開発許可に関する権限は、従前は県知事の権限でしたが、昭和35年に3,000平方メートル未満、平成9年に1ヘクタール未満と、順次、権限の一部移譲がされてきました。ことし4月からは、開発許可に関する権限が全部防府市長に移譲されましたことは、既に御承知のことと存じます。

平成14年1月から、市街化区域境界から2キロメートル未満までの市街化調整区域内も開発が可能となり、土地も安いことなどから、市街化調整区域内での開発が盛んに行われるようになりました。昭和46年12月に都市計画法第7条の区域区分、いわゆる線引き（市街化区域、市街化調整区域を含める）をして、市街化の促進を図る区域を定めております。

しかし、このたびの規制緩和措置により、市街化調整区域内で開発が進んでおります。先人がまちづくりを効果的に進める一つ的手段として、線引きをしてまちづくりを進めてこられましたが、これからは無秩序に市街化調整区域内で開発が進むのではないのでしょうか。市街化区域内にはまだ開発の余地がある状況の中、土地の安い市街化調整区域内での開発が進んでおります。

ことし9月21日付の新聞報道によれば、下落率は、住宅地、商業地とも県内で最大、住宅地では下落率上位10地点のうち、8地点が防府市内であります。県の担当者のコメントとして、市街化調整区域で宅地開発の規制が緩和され、宅地が供給過剰になっていると報道していました。

ことしに限らず、防府市は土地価格の下落率が県内でもいつもトップクラスにあります。土地価格の下落は、固定資産税の収入減にもつながるものだと思います。

ことし4月1日から、開発許可に関する権限が、全部防府市長に移譲されましたが、開発の審査は、多分、県建築士会が発行している開発許可ハンドブックにより審査をしておられると思いますので、開発区域内の排水についてお尋ねします。

県建築士会発行の開発許可ハンドブック、平成19年度版によると、調整池技術基準が定めてあり、開発面積が1ヘクタール以上のときには、技術基準を適用するとあり、河川改修との関連条件もありますが、調整池技術基準により調整池を設置することとなっています。

それぞれの小規模開発では排水計画はできていても、このような開発行為が何区域か行

われ、ある区域はまとまり、1ヘクタールを超えるというようなことが考えられますし、1ヘクタールを超えなくても、かなりのまとまった規模の面積になります。

小規模の開発では、排水はほとんど道路側溝で計画されており、水は高いところから低いところに流れるので、下流域では道路側溝を兼ねた排水路ではあふれ、また開発区域の排水を受ける水路もあふれ、付近に被害が発生することとなります。

特に、市街化調整区域内の開発による排水対策は、ほとんどが農業用水路に排水されており、用水路は御承知のように下流になるほど水路は細くなり、このため水路から水があふれ、被害が発生することになります。

既に市街化区域内では、まとまった雨が降るたびに、小規模開発が複数箇所まとまったところでは、排水路（施設的には用水路もあると思われる）が、あふれ、被害がたびたび発生しています。

市街化調整区域内は、排水路の整備が進んでおらず、排水路からあふれ、被害が発生すると思われまます。

5年前の平成18年3月に、用水路は1年の3分の2は排水路単独で、残りの3分の1は用水路、排水路兼用で利用している。施設が老朽化しており、公共的な排水路として市が整備することはできないのかとお尋ねしましたが、その回答に、市長は、用水機能を有する限り、受益者負担を伴う単独土地改良事業で対応すると言われました。

開発によって排水を用水路に捨てるため、施設の老朽化ではなく、用水路の排水能力が不足することとなり、排水路として改良整備の必要が生じてくるのではないのでしょうか。

そこで、開発許可に関する権限が、全部防府市長に移譲されたことにより、新たに防府市独自の開発許可にかかわる審査基準を設け、1ヘクタール未満の小規模開発についても、排水の調整機能を有する施設を設ける等の検討をされたのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、2点目の公共施設の帰属と管理のうち、道路の帰属及び管理と「市道路線編入基準に関する規程」の関係についてお尋ねいたします。

この規程は訓令として、昭和52年4月1日に施行され、その後一部改定されて、平成5年4月1日から施行されています。

特例として、第4条に、「宅地開発等で造成された幅員4メートル以上の道路で、主要道路と接続して公共性があり、適正に整備されているものは、第3条の規定にかかわらず、市道路線に編入することができる」とあります。この「適正に整備されているもの」とは、どのような状態を言われるのでしょうか。

ある地域で市道路線編入の申請をして、担当者が現地を調査した際、適正に整備されていないので認めてもらえなかったという話を聞きました。その後、現地を見ましたが、こ

こは造成されて、既に30年くらいは経過していると思われませんが、特に道路が損傷しているようには見えませんでした。宅地開発により、造成されて間もない道路は、開発工事の完成検査に合格しているので、損傷がないのは当然のことです。

一部改定された平成5年4月からでも、既に18年の年月が経過しております。道路は利用車両の交通量と年月の経過によって損傷が進み、悪くなるばかりです。狹隘道路拡幅整備については、市広報に掲載するなどして、周知されていますが、市道路線の編入については、市民に周知するようなことはされていませんので、開発により造成された道路は損傷が進むばかりです。

そこで、20年も前に開発により造成された道路は、「適正に整備されているもの」という条文を厳格に適用することなく、条件を満たしているものは市道路線に編入していただきたい。市道は交付税の算定対象になると聞いています。今後は積極的に市道路線に編入していただきたいと思いますので、積極的な回答を期待しております。

○議長（安藤 二郎君） 15番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） それでは、開発行為に伴う排水対策についてお答えいたします。

防府市での開発行為の許可等の権限移譲につきましては、昨年までは1ヘクタール未満の許可等を行ってまいりましたけれども、本年4月からは、すべての開発行為の許可等を行うことになりました。

議員御指摘のとおり、開発行為許可申請に係る審査は、申請ごとに行っていることから、個々の開発行為許可申請の排水計画では、溢水することはございません。

しかしながら、開発行為が集中する地区においては、排水が合流することから、下流域において溢水することもあり、重要な行政課題であると認識いたしております。

今回の開発許可に関する権限の移譲に伴い、排水対策を含め、市独自の審査基準を設けたのかというお尋ねでございますけれども、開発許可の審査基準につきましては、継続性が必要であることから、前年度同様、山口県の運用基準である開発許可ハンドブックにより、審査を行っているところでございます。

なお、防府市の場合、開発区域の排水路を用排水路に接続することが多く、特に、近年、市街化調整区域においては、その傾向が顕著であることから、先ほども申しましたように、大変重要な行政課題でございますので、どのような方策がとれるかについて、早急に検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、開発道路の帰属及び管理と、「市道路線編入基準に関する規程」との関係について

てのお尋ねでございますが、まず、開発道路の帰属と管理についてお答えいたします。

開発道路の帰属と管理につきましては、都市計画法第32条に規定があります「公共施設の管理者の同意等」に基づきまして、開発行為申請者と公共施設管理者の市とで、事前に協議書を交わすこととなっております、その協議事項にある「公共施設の土地等の帰属」、「公共施設の管理」の項目の中で、道路の取り扱いについての合意を図っております。

具体的に申しますと、開発行為の完了公告日以降、道路は帰属道路となりますが、清掃、除草等、通常の管理につきましては、引き続き地元の皆様方をお願いをいたしております。

次に、「市道路線編入基準に関する規程」第4条第1項中の、「適正に整備されているもの」という部分の見解についてでございますけれども、一般的には、おおむね5年程度は整備を要しないものとするということにいたしております。

開発されて一定年数が経過した道路について、市道路線編入申請があった場合には、まず現地の状況等を調査・確認いたしております。

長年、一般生活道路として使用され、年月の経過により損傷が進んでしまい、この市道認定の要件から外れた路線もございますが、その損傷箇所の補修を地元関係者の方々にお願いし、その補修の完了を確認した上で、市道認定審査委員会にお諮りしているところでございます。

市道認定につきましては、自治会等からの市道路線編入申請分と開発道路をあわせ、昨年度8路線、昨年度5路線、今年度14路線を新規に認定いたしておりますが、今後、開発道路につきましては、過去に開発されたものも含めた現地調査を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） ありがとうございます。では、再質問をさせていただきますが、第1点目の再質問で、開発により、ある程度の排水機能を有している圃場が、道路は舗装され、分譲地にはかわらふきの建物が建ち、降った雨は直ちに排水される。このため、下流は水量が増え、あふれることになります。

1ヘクタール未満では、調整池の設置が必須ではないので、小規模の開発が3から5カ所がまとまったときは、1ヘクタールを超えるようになるが、このようなときはどのような対応がされるのでしょうか。また、排水路の排水能力不足となったときは、用水路を排水路として改修をされるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） お答えいたします。

開発許可に係る審査につきましては、当面、開発許可ハンドブックにより、申請箇所ごとの規模による技術基準を用いた審査を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

なお、排水能力不足に関しましては、雨水排水計画の調査等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） ありがとうございます。要するに、今、連たんに開発行為がされて、宅地になっておるところ、非常に、今まではみな排水路でしたんですから、それに水があふれ、流れてきますと、どうしても水があふれてくる。これは、現実なものとなってきておるわけで、それで川にそれだけの水量が、今、特に、しとしと雨が降りませんから、モンスーン的に、一時的に雨が降ってまいります。その雨量をそのまま排水路で受けるということは、非常に困ったことだと。下流については、もう浸水しているところがあるわけでごさいます、そういうことを非常に、考慮なされて、待たはかからないんです。今、開発行為は、非常に進んできておるわけです。どんどんどんどん住宅、アパート、そういうものが建っておるわけですから、そのことをもっと早く、待たおられないですから、早速、ちょっと検討して、何か施策を講じるというような、こういう方向に向かっていってほしいと、このように切にお願いいたしまして、このところは質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいま弘中議員さんの御要望でございますが、私もごもっともな御指摘であると、そのように思っております。

実は、市街化調整区域の開発につきましては、各方面から強い要請が長年にわたって起こってきていたことをごさいます。そういう要請を受けて、平成14年の1月から市街化調整区域の開発が可能になっていく措置に本市は踏み切っていております。もうすぐ10年になるわけでごさいます。

そういう状況で、ただいま御指摘のような排水の問題を中心として、下流域の方々に甚大な御迷惑を結果的にかけてしまっているというようなことが起こってきております。

したがって、市街化調整区域の開発を要請された各方面の方々とも、しっかり、よく協議をいたしまして、今後どのような形ができるか。県の開発許可のハンドブックにも、きちんといろんなことが記載されておりますので、それを厳しく適用していくとか、あるいはそれがためには、これは私の全くの私見でございますけれども、向こう3年間ぐ

らいは市街化調整区域の開発をストップをかけるというようなことでもして、その間にしっかりと協議をしていくというようなことも必要なぐらい、事態は深刻なものになりつつあると。そのように私は感じておりますので、いましばらく時間を、また協議の場も持たせていただけたらなど、このように思っておりますので、御配慮よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） ありがとうございます。積極的な御答弁をいただきまして、早急に検討していただくようお願い申し上げます。

2点目の再質問をいたしたいと思います。

20年から30年前に開発で造成された道路は、既に地域に密着した生活道路となっており、道路の損傷が利用頻度によって進みます。しかし、開発工事が完成した時点は、特に問題があったとは考えられません。また、開発当時の不動産会社も、倒産した会社も見受けられます。

このようなことを考慮すれば、帰属が受けられるものについては、速やかに帰属を受け、さきにも言いました「市道路線編入基準に関する規程」の第4条、「適正に整備されているもの」を厳格に適用することなく、帰属を受け、市道路線に編入することはできないのであろうかと。

また、最近このような話を聞きました。開発事業者が開発区域の隣接者の同意を得るため、隣接者と協議を進めたところ、隣接者から、開発により造成される土地が隣接施設の土地よりかなり高くなるので、不審者侵入防止用として設置してあるフェンスの高さが不足して、機能しなくなるので、機能補償として、開発する道路にフェンスを設置することで協議を整えた。ところが、公共施設の管理者の協議で、フェンスがあるから市に帰属できない、市道路線に編入できないと言われたと、開発事業者から隣接者に報告があったとの話を聞きました。

しかし、都市計画法には、公共施設に、地方公共団体に帰属し、管理をすることが原則として定めてありますので、将来にわたり、禍根を残すことのないように、市に帰属し、管理すべきだと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） お答えいたします。

「市道路線編入基準に関する規程」の第4条は、開発道路を市道路線に編入することができる要件を特例として定めたものでございますけれども、安心・安全な道路の観点から、「適正に整備されているもの」の適用の除外につきましては、難しいものと考えておりま

す。

しかしながら、一定年数が経過した開発道路や開発当時の不動産会社が倒産しているような場合につきましては、今後、できる限り帰属を受けるという姿勢で、現地の状況を調査してまいりたいと考えております。

次に、開発行為により設置された公共施設は市が帰属を受けべきではないかという御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、開発行為の完了公告日以降、道路は基本的には防府市帰属の道路となります。

しかしながら、事前の協議事項の中にある開発区域内の道路幅員内に設置できないものなどの制限等ございますので、開発行為に当たっては、できる限り防府市帰属道路となるよう、十分に事前の協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） ありがとうございます。そういう状態のところもあるということで、そのこともよく、これから検討課題として進めていただけたらと、このように御要望いたしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

それでは、大きな項目2の北部地域の振興策について、お尋ねいたします。

1点目は、北部地域の振興と活性化策としていなかの駅の設置を、2点目は活性化の一つの方法として、市の中心部で、さまざま開催されている各種の行事のうち、いずれかを北部地域で開催することができないのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

近年、少子高齢化の現象が進み、昨年の国勢調査の結果によれば、山口県は65歳以上の高齢化率は28%で、全国では4番目の数と報道しておりました。今後も地方では特に顕著になるのではないのでしょうか。この防府市も、御多分に漏れず、少子高齢化が進むと考えられ、第四次総合計画では、人口は最終年の平成32年には、約5,000人減の11万3,400人、老年人口は31%、3人に1人は高齢者になると予測されています。特に周辺地域においては、人口の減少、老年人口の高比率化は顕著になるのではないかと存じます。

子どもが増えない理由には、生活面や子どもの教育費等、さまざまあると思われませんが、周辺地域についてはどうでしょうか。土地利用計画も一つの要因ではなかろうかと考えられますが、本市では、都市計画法第7条の区域区分、いわゆる線引きと言われるものが昭和46年12月に、また農地振興地区については、昭和48年3月に決定し、農業地区が設定されました。その後、数回の見直しがなされ、平成14年1月から市街化調整区域内についても、規制が緩和され、現在に至っております。

しかし、農業振興地区や市街化調整区域では、土地利用が厳しく、所有地も、住宅用地に変更するにも大変な労力と費用がかかります。このようなことも農村地域で子どもが少なくなっている原因の一つではなかろうかと思われまます。

ところで話は変わりますが、過日、ある病院の待合室で、隣で高齢者の2人がこんな話をしておられました。つい最近までは近くにスーパーがあったので、そこで大抵の食料品は買っていた。しかし、そのスーパーが閉店したので、少しの買い物でもバスで行かなければならない。帰りは重い荷物を持っておるので疲れる。しかし、再三バスで買い物に行くのも大変なので、荷物が多くなるというような話をされていました。

タクシーを利用するという事も考えられますが、往復利用すれば3,000円から5,000円ぐらいは必要になり、大変な負担になる。このようなことも2世代世帯で車があれば、年老いた者が1人で買い物に行くようなこともなくて済むと思われまます。

このような状況は、上右田、小野地区で耳にすることが多々あり、限界集落と言われる地区でもあるように聞いております。

市長は、商店街の活性化とか、観光の振興など、市中心部の整備には熱心に取り組んでおられます。平成21年度から、道路修景整備事業として、宮市地区の電線類地中化とあわせ、舗装の整備とまちの駅整備事業に着手するなどして、市の中心部の整備は進んでいます。

一方、市の北部地域は、一昨年の土石流災害関係の対策と復旧工事は進んでいますが、北部地域の振興と活性化に対する取り組みは余り熱心ではないように見受けられます。

このような状況の中、昨年4月に防府天満宮の参道そばに、まちの駅うめてらすをオープンされました。そこで、まちの駅ができたのですから、次は北部地域の振興を目的としたいなかの駅をつくることはできないのでしょうか。市の北部地域の活性化と就労の場も増え、人口減少の歯どめにも多少の効果はあると思いますが、いかがでしょうか。

いなかの駅では、地元で採れた野菜や生活用品なども販売すれば、前段申しました、少しの買い物でも、バスで行かなくても済むようになります。

また、いろいろな多くの行事の、そのほとんどが市街地で開催されていますが、そのうちのいずれかを北部地域で開催することはできないのでしょうか。例えば、毎年開催場所が変わっています緑化祭を、水辺の楽校を利用して開催するという事も一つの方法ではないでしょうか。積極的な回答をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市では、今後10年間のまちづくりの指針といたしまして、本年3月に第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」なるものと策定いたしました。

この総合計画は、まちづくりの理念や将来都市像をお示しし、本市の進むべき10年間の展望する総合的な最上位計画と位置づけておりまして、行政だけではなく、市民や企業、民間団体等が協働してまちづくりを進めるための指針でもございます。

総合計画の内容は、福祉や教育、産業、防災などといった全市的な政策ごとの課題解決に向けて設定されておりまして、北部地域の振興策につきましても、この総合計画に基づき、中長期あるいは短期の政策を推進する中で、お示しできていくものと考えております。

まず、第1点目の北部地域の振興と活性化として、いなかの駅、仮称でございますが、を設置して、地元で採れた野菜や生活用品などを販売したらどうかと、こういうお尋ねであったかと思いますが、現在市内の農産物直売所なるものは、防府とくち農業協同組合の直営が2カ所、JAの支所の施設を利用し、地元の方が運営されている朝市が8カ所、そのほかに民間で運営されているものがございます。

いずれも農産物やこれらの加工品を主として取り扱っておられ、安心・安全な地元農産物を直接消費者にお届けすること、及び農家の所得向上を図ることを目的として設置されております。

このうち、北部地域におきましては、防府とくち農協右田支所及び小野支所の朝市、また民間で運営されているものも2カ所以上ございますので、新たな農産物直売所の開設につきまして、関係者にお伺いをいたしましたところ、地元農産物の供給量から、現時点ではなかなか困難であるとの回答もいただいているところでございます。

次に、2点目の活性化の一つとして、市の中心部で種々開催されている各種の行事の中で、いずれかを北部地域で開催することはできないかというお尋ねでございました。

御提案をいただきました緑化祭等、現在市内で行われている各種行事につきましては、これまでの歴史や関係者との協議などを重ねて、今日の形にまでなっているものでございますので、開催場所や日時の変更は、いろんな面で難しい面もあろうかと考えております。

御提案の、緑化祭を水辺の楽校を利用して、あのあたりで開催できないかという御指摘でございました。関係者とも協議をしてみたいと、そのように思っているところでございます。

議員の御指摘で、北部地域の開発には余り熱心ではないのではないかという仰せでございましたが、私がかねてから北部地域の振興のため、行政として何かできないかということ常市役所の各担当の部の者にも言っているところでございますし、私の頭の中にもいろんなことが思い浮かぶわけでございますが、用地を確保していくという課題があり、なか

なか実現ができずに、申しわけなく思っております。

現在でも、春や秋には右田の小学校の周辺において、私もちよこちよこお邪魔しておりますが、イベントを開催されている方々がおられますので、こうした方々とも協議の場を設けまして、北部地域の活性化のための対応策を考えてみたいと思っております。

議員の熱心なお取り組みに敬意を表しますとともに、具体的な御要望等、またお話をいただければ大変ありがたいなど、このように思っておるところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） ありがとうございます。北部の振興のため、これから検討し、努力していかれるという答弁をお聞きいたしましたので、安心しておりますが、関連質問といたしまして、右田ケ岳は、登山をされる方には身近で、絶好な山として、毎日多くの登山者があります。市長も以前は毎日登っておられたようですが、手や足を負傷され、このため、最近では登っておられないことが市広報の12月1日号に記載してありました。

こうした中、右田ケ岳の勝坂の登山口でロケがあり、ますます右田ケ岳の人气が上がり、登山者が多くなっているようです。

このことは結構なことですが、右田小学校の南側には、かなりのスペースの駐車場が確保されていますが、東側の塚原の登山口は、市道が部分的に広い場所があるだけで、登山者が路上駐車をし、車両通行に支障を来しております。このままでは救急車や消防車の通行にも支障が生じかねませんし、事故が発生しないとも限りませんので、登山者が安心して登山できるように、一日も早い駐車場の整備を望んでおります。

そのところを御要望いたしましたので、御答弁をひとつお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘のように私は、右田には、住まいは宮市でございますが、一番よく行っているのが右田地域でございます。右田ケ岳、1,077回目に下山の折にけがをしてしまいまして、4カ月、このところ、本当に行きたくてしょうがないんですが、行かれないんです。

御指摘の登山者の増加というのは、「アントキノイノチ」という映画が右田ケ岳でロケがございました。私も若干の、登山者の一人としての御協力をさせてもいただいたんですが、12月2日に防府での公開は終わりましたが、その映画を私、残念ながら見る時間がなかったんですけども、見られた方々が、全国から大変な関心を持っておられて、このところ、右田ケ岳の登山客が急増していると、こういう情報も入っております。

右田ケ岳は登山口が数カ所ございます。その中でも、一番人気の高いのが天徳寺様の

ルートと、それから議員御指摘の塚原口のルートでございます。塚原口のほうは、四季折々の花も咲き乱れる時期もございまして、夏は比較的涼しく登ることができるわけで、中高年者には大変な人気のスポットになっております。

私も早いときは、朝の4時、5時から、夜も懐中電灯を持って上がったりもしているわけですが、御指摘のとおり、車が本当に、周辺地域の方々の日常生活にも御迷惑が及んでいるのではないかと思うぐらい、私、土日は余り行かないんですが、土日になると50台ぐらい来ていると。中にはマイクロバスで来られる方もあるというような話でございます。

御指摘をいただきました点、駐車場を兼ねて、そこでちょっとした物産を販売をして、お土産で買って帰ってもらうというのも、一つの方法ではないか。また、附属するところで、多目的に使えるような広場もうれしい話ではないかとも思いますので、ちょっと協議をさせていただいて、多くの方々に喜んでいただけると同時に、北部地域の活性化の一助になるよう、努力してまいりたいと思いますので、お力添えのほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） ありがとうございます。素晴らしい回答をいただきました。本当に私も喜んでおるところでございまして、これから詰めていっていただきたいと、このように思っております。どうかよろしくお願いします。

先ほどから申しましたように、いろんな行事等の開催や利用者の利便性を確保することについて、多くの方が北部地域の施設を利用されるのではないのでしょうか……。失礼いたしました。右田ヶ岳の駐車スペースの確保については、前向きな回答があり、ありがとうございます。早期の実現を期待しております。

いなかの駅について再質問をいたします。北部地域なので、まちの駅に対して、いなかの駅と言いましたが、スーパーのかわりになるような道の駅を北部につくられてはいかがですかと言っているのです。

現在、登録されている道の駅は、全国では970カ所、中国地方では89カ所あり、山口県は島根県に次いで多く、9カ所ありますが、主に県の西部、長門地域にほとんどあります。隣の周南市では4月に市長がかわられ、西部に計画されている道の駅を見直しされるような話があるようですが、当防府市に道の駅は1カ所もありません。まちの駅の建設には2億3,700万円投資され、今年度はまちの駅管理運営費は2,000万円計上されています。北部地域の振興と活性化について、真剣に考えられるのであれば、それらへの投資をされる必要もあると思いますが、いかがなものかと思っております。

北部振興で開催する行事、会場は例として申しましたのであり、いずれかの行事を開催するという前提にして、これから検討していただければと思いますので、強く要望しております。

これをもちまして、私の全質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、15番、弘中議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は6番、重川議員。

〔6番 重川 恭年君 登壇〕

○6番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川恭年でございます。今回、取り上げる質問項目は、大項目で3点ありまして、1点目が国体後の選手等の育成などについてお尋ねいたしたいと存じます。2点目が事業所、企業等に対する振興対策についてでございます。そして、3点目が自然エネルギー利活用に対する施策についてでございます。

執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、第1点目の東日本大震災復興支援、第66回国民体育大会並びに第11回全国障害者スポーツ大会が、去る10月1日から11日までと、10月22日から24日まで、愛称を「おいでませ！山口国体・山口大会」と称して、約50年ぶりに山口県下各地で開催されました。

結果は、天皇杯、皇后杯とも1位で、総合1位という結果を手にしたわけでございます。

防府会場でもバレーボール少年女子、バスケットボール少年女子、自転車トラックレース、軟式野球成年男子、そして山口大会ではアーチェリーと車いすバスケットボールが開催され、多くの市民がその競技に酔いしれ、応援に熱中いたしました。

さらには、国体における防府市関係選手、監督者の数は各種目合計で86名に上り、上位8位までの入賞者は、団体も含め延べ40名というふうになっております。大いなる活躍が目立ちました。この大会に寄せられた市民の期待と市民の協力、支援は非常に大きいものがあったと思います。

そこでお尋ねいたします。この大会を一過性に終わらせることなく、次の大会につながる方策を模索し、また、せっかく各地区民泊協会や花いっぱい運動の市民共助、協働の芽を摘んではいけないと思っておる次第でございます。

今後における選手等の強化や育成について、あるいは市民の共助、協働、こういうことについて、行政としての姿勢をいかに考えておられるのか、お尋ねいたしたいと存じます。

以上で1点目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 国体後の選手育成についての御質問にお答えいたします。

ことし10月1日から11日まで開催されました「おいでませ！山口国体」は、先ほど重川議員も御紹介されましたように、開催県の山口県が悲願の男女総合優勝、天皇杯・皇后杯を獲得し、大成功をおさめたところでございます。

この国体には、防府市関係から20種目に、選手・監督、総勢89名が出場され、活躍されております。

各種目ごとの成績につきましては、バレーボール少年女子、剣道成年男子、剣道成年女子、剣道少年男子、弓道遠的少年男子、馬術リレー少年、山岳リード少年女子、山岳ボルダリング少年女子の8種目が優勝に輝き、ほかの種目においても、個人・団体競技合わせて、10種目で18名が入賞されるなど、好成績を残しています。

特に、地元ソルトアリーナ防府で開催されました少年女子のバレーボールにつきましては、誠英高等学校が全国の強豪を次々と破り、見事、優勝を飾られましたことは、非常に喜ばしく、応援の市民も大いに盛り上がりました。

このように、少年を中心にした防府市関係者の活躍は、天皇杯・皇后杯獲得に大きな貢献ができたものと思っております。これも防府市体育協会と各競技団体が連携し、「おいでませ！山口国体」に向けて、トップアスリートスポーツ教室などの各種事業を展開し、ジュニアを中心とした選手の育成や競技力の向上に取り組まれた賜物と、深く敬意を表する次第です。

さて、国体終了後、山口県では、「おいでませ！山口国体」、「おいでませ！山口大会」により高まった競技力や、培われた人材、充実したスポーツ環境等の成果を一過性に終わらせないよう、「山口県スポーツ推進条例」の制定を進めており、その骨子において、両大会の成果を継承、発展させること、また、県が主体的にスポーツ施策を推進し、施策の策定・実施に当たっては、市町と連携し、施策の推進に努めることとされております。

また、この条例の基本理念を踏まえ、施策の具体的方向性を示す「山口県スポーツ戦略プラン」の骨子におきましては、競技スポーツ推進戦略として、両大会を通じて養成された優秀な指導者や、競技特性に応じた選手育成体制等を生かし、県体育協会や競技団体と連携した強化活動を展開するとされております。

本市といたしましても、「山口県スポーツ推進条例」の制定や、「山口県スポーツ戦略プラン」の策定により、今後、具体的に示される新たな施策や事業に積極的に協力し、山口県、県体育協会、防府市体育協会及び各競技団体と連携しながら、選手育成等の施策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、教育部長のほうから御回答いただきました。県でも「山口県スポーツ推進条例」を制定するというようなお話もございました。

それで、私、1点目の質問で言いましたように、当然ながら当大会を一過性に終わらせることなく、次の大会につなげる方策を模索しなけりゃいけないということを申し上げたわけでございます。

そこで、お尋ねですけれども、市民がスポーツに寄せる思いというか、スポーツに対する意識、どういうものを持っているのか。あるいは現在、それぞれの各種目団体、いろんな種目団体があります。陸上から始めて球技、あるいは先ほど教育部長がおっしゃった馬術とか、いろんな競技があるわけですが、これの活動状況とか、あるいはそれぞれの団体がどういう要望を持っていらっしゃるのか。こういうような、市民の意識調査を実施されたらどうだろうかと、こういうふうに思っているわけですが、その辺について、お考えがあれば述べていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） スポーツに関する市民の意識調査を実施してはという御質問ですが、先ほど申し上げました「山口県スポーツ推進条例」、これに基づきまして、平成24年度に山口県が「スポーツ推進計画」を策定する予定となっております。

その後、防府市においても、平成25年度を目途に、これはまだ仮称ですが、防府市スポーツ振興計画を策定する予定でございます。

この（仮称）防府市スポーツ振興計画を策定するに当たり、広く市民の皆様、あるいは体育協会加盟団体等の御意見をお聞きして、計画へ反映するために、平成24年度にスポーツに関するアンケートを実施する予定でございます。

先ほど議員が言われた、いろんな項目についても、その中で調査することができたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、部長の答弁では、平成25年度に防府市スポーツ振興計画を立てると。24年度に、今、私が言ったようなことをするというのでございますので、24年度というのは来年度なんで、十分にやっていただきたいと思います。

それで、冒頭の質問でも言いましたけれども、この国体開催に当たって、防府市では、各地区民泊協力会とか、それから花いっぱい運動とか、いろんなボランティアというか、

市民の協力があったわけでございます。

それに対する、どういいますか、表彰というか、これは市民意識の、これから協働とか共助とか、大変な行政との協力関係、やっていかなければいけない時代になってくると思うんですけども、この民泊協、あるいはボランティア等に対する表彰をされてはいかがか。あるいはもうされたのか。あるいは先ほど部長の答弁にありました山口国体で防府の選手は頑張ったよ、山口大会で頑張ったよというお話がありました。そういう防府市出身の選手というか、そういう方々の、入賞者に対する表彰はどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私のほうからは、今回の山口国体、あるいは山口大会で多くの市民の皆様のボランティアといえますか、花いっぱい運動とか、あるいは清掃とかいった形で、民泊も含めてですが、御協力をいただきましたので、山口大会が終わってすぐでございますけれども、666枚になります。各関係団体の方、あるいは民泊協力会の方等々を含めまして、また個人のボランティアの方も含めまして、お礼状を差し上げたところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 私からは、「おいでませ！山口国体」及び「おいでませ！山口大会」に出場され、優秀な成績を上げられた方々についての表彰についてでございますが、これは来年2月ごろに予定されております防府市市民栄光賞、これと防府市体育協会の表彰、それぞれ表彰の基準があるわけでございますが、こちらで今後表彰を行う予定としております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、総務部長のほうから666枚の礼状を出しましたよというお話、御回答、それから教育部長のほうからは、年が明けてですか、表彰を、市民栄光賞、あるいは体協の表彰をするというお話がありました。やはり、これは熱が冷めないうちに、早目に私は表彰をして差し上げたほうがいいんじゃないかと、あるいは礼状1本ということよりも、花いっぱい運動でコンクール形式で国体に協力していただいた団体の中から、また表彰すると、優秀賞とかいうことでも結構だと思うんですが、そういうことを早目に対応を考えたらいかがかなという、これは要望も含めて、意見として述べさせていただきます。何かありましたら。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、花いっぱい運動の関係でございますけれども、防府市

では、花壇コンクールというような形のものも取っております。先日ですけれども、市内地域のすばらしい花いっぱい運動を取り組んでいただいた団体には表彰を差し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、花いっぱい運動も、地域の清掃についてもそうなんですけれども、これは市民の皆様の熱い思いでお手伝いいただいたところございまして、これをまた一律に評価していくというのも少しいかなものかなという考えも持っております。

こういった中で花いっぱい運動につきましては、花壇コンクールという制度を持っておりますので、そこで表彰をさせていただいておりますことを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） それでは、今の答弁を了といたしたいと思います。これから私が思うのは、市民参画あるいは協働の推進を行政としても手を携えてやっていかなきゃいけないので、そういうような私の思いを述べたわけでございます。

さて、それで、国体で防府市出身の選手が健闘したというお話がございました。これから、引き続いて防府市内の選手の育成というものも必要だろうと思います。これには、行政が直接かかわってやるというわけにはなかなかいかないと思いますけれども、やはり施設面も含めての環境づくり、あるいは指導者の養成、これは民間も含めてです。それから、選手本人の素質もありましょう。そういうものも含めて、これから、次年度あるいは再来年度に向けて、育成環境が整えられるべきだと思っております。

それで、今後、そういう指導者あるいは選手、あるいはそれを育てる環境、こういうものの育成について、行政としてどういうお手伝いができるのか、あるいは考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 国体に至るまでに体育協会のほうで、先ほど申し上げましたように、積極的に少年を中心に選手の育成に努めてこられました。国体が終わりました、新年度からも引き続き別の形でいろんなことを考えておられるようでございます。それに行政としても積極的に協力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 行政として、後ろから背中を押すというか、競技団体あるいは体協という話が出ましたけれども、こういうものと協力してやっていきたいということでございます。

それで、防府市内にある施設面でございますが、選手を育てるためには、施設環境というのも大事だと思うんです。それで、まず一つ、向島にあるテニスコートの状況でござい

ますけれども、ここに私、各市のテニスコートの状況、写真を撮ったものがございます。これは防府でございます。それから周南、岩国、宇部、下関もありますが、いろんな……、ございますが、ここに防府の場合、日よけがないわけですね。こういうものを設置するというのも、今後の課題であろうと思いますし、それから陸上競技場の状況、これもいろいろ調べてみました。そうすると、今、公認を取っている競技場が下関と、それから防府と、それから山口、この、県内では3施設しかないわけですね、競技場、公認を取っているのが。山口は1種でございますが、下関と防府は2種でございます。

これで、山口は当然国体も開催されたということで、新しくなったわけでございますが、夜間照明がある、下関も夜間照明があると。こういうようなことで、防府市の陸上競技場にはないということでございます。

それから、次に、野球場でございます。これも調べてみますと、夜間照明があるのは、下関の球場、あるいは宇部の球場、あるいは山口の球場、西京スタジアムでございますが、周南もでございます。萩もでございます。

このように、下関、宇部、西京、それから周南、萩、こういうところに、夜間照明もあって、かつ電光掲示板もあるわけでございますが、防府市はないと。こういうような状況になっております。

これを直ちにやりなさいということではございません。こういう状況になっておりますよということだけを披瀝して、今後考えていただければ。このテニスコートの覆いというか、これも自転車置き場をちょっとよくしたようなもんなんですけど、これをやるのには数百万円もかからないと思いますが、こういうことから、手をつけられたらどうだろうか、こういうふうに思っております。これは施設面のことでございます。

それから、指導者でございます。これも、大変、選手育成には指導者というものが占める要素は大きいわけでございます。これも、教員の配置とか、いろんなことが考えられるだろうと思いますので、また可能な限り、そういう面も考えて、競技団体と一緒にやっていただきたいというふうに思っております。もちろん、選手の、本人の素質も大切でございましょう。

9月の高校新人大会で、山口県1位になった選手が市内にもおります。ただ、残念ながら、指導者というものに恵まれてないというか、まだまだなところがございますので、また、そういう選手たちを伸ばすためにも、そういう面を考えていっていただきたいと、こういう要望をいたしまして、1点目の質問を終わりたいと思います。

続いて、2点目の市内事業所、企業等に対する振興対策についてでございます。

現在、行政におかれましては、中心商業地域事業所等設置奨励条例、あるいは事業所誘

致促進事業、そして工場等設置奨励事業などによって、新規事業所や工場等の誘致に鋭意努力され、さらには中小企業振興資金、融資制度等にも配慮されまして、一般資金を含む既設資金、あるいは大型店対策資金、入店資金、連鎖倒産防止対策資金や経営環境改善対策資金など、細やかな配慮をされ、対応されていることに対して、敬意を表す次第でございます。

しかしながら、地方都市、事防府市に限ってみますと、人口減少、少子高齢化、そして経済的不況の中、地域経済の疲弊はどんどん進んでおるのが実態でございます。

この対策について、行政の力の及ぶ限り、最大限の手を差し伸べなければならないものだと感じておるわけでございます。既存の事業所、企業等に対する振興対策を強化進展させる方策を考えるべきと存じておりますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

事業所等の振興につきましては、昭和61年4月に産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に、「防府市工場等設置奨励条例」を制定いたしております。

工場等の新設、増設等を行った事業者の方々に対しまして、奨励措置を実施しているところでございますが、引き続き、工場等の新設や設備投資を活発化させ、産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に、平成23年4月、本年4月でございますが、制度の一部を改正したところでございます。

その主な改正内容につきましては、工場等設置奨励金、用地取得奨励金及び雇用奨励金のうち、工場等設置奨励金につきましては、工場等の増設に係る奨励金の額を、賦課された固定資産税額の半分、すなわち50%から、新設時と同じように満額、100%に引き上げているところでございます。

また、この奨励制度の実績につきましては、平成20年度から平成22年度までの間で、新設の製造業が4件、増設の製造業が4件、貨物運送業が2件、卸売業が1件、移設の卸売業が1件の、合計、合わせて12件の工場等が創業されまして、これらの工場等の創業によりまして、本市に投下された固定資産の総額は約88億円、新たに141人の雇用が生まれております。

次に、平成13年4月に中心市街地の活性化と雇用の促進を図ることを目的に、「防府市中心市街地事業所等設置奨励条例」を制定いたしまして、中心市街地において、事業所等の新設、増設をし、新たに雇用を創出した事業者に対しまして、奨励措置を実施してまいりましたが、引き続き当該地域への事業所等の誘致や設備投資を活発化させ、中心市街

地の活性化を図ることを目的に、本年４月に「事業所等設置奨励条例」へ、条例名を変更するとともに、制度の拡大、一部を改正いたしたところでございます。

その主な改正内容といたしましては、対象地域を中心市街地の76ヘクタールから、商業地域全域になります113ヘクタールへ拡大するとともに、雇用奨励金の指定要件の緩和等を実施しております。

議員御要望のさらなる事業所等への振興策の拡充につきましては、本年10月から11月までに実施いたしました「中小企業の経営及び雇用等について」のアンケート結果をもとに、12月から来年2月までの間で、企業訪問を行いまして、中小企業の経営者の方々から既存の振興策のうちの課題についての御意見や御要望等をお聞きする予定といたしております、その結果も踏まえて検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、市長のほうからいろいろ、中小企業に対するというか、大企業も含めてでございますが、事業所の新設誘致はもちろん、中小企業振興資金の面についても触れられましたし、この4月から改正されました区域の拡大あるいは補助率の拡大、こういうことに触れられたわけでございますが、これはこれとして、大変いいことであるというふうに評価するわけでございます。

さて、私が質問いたしましたのは、現在、本当に市内に所在する中小企業の経営状態というのが悪化している、大変だという話を聞くわけでございます。それで、新たな施策ができればと、こういうようなことも含めての再質問でございますが、平成22年度の決算書、ここに決算書を持っておりますけれども、これの105ページに中小企業に対するいろんな優遇策について、どの程度消化されたのかと、こういう数字が出ているわけでございます。

それによりますと、中小企業振興条例、助成金による保証料の全部または一部補給ということで、この決算書、22年でございますけれども、これは62件、3億1,200万円の保証で、保証料総額が695万円ということで、約2分の1の360万円を補給しているわけです。

それから、これの5番目なんです、中小企業振興資金貸付金、一般資金等の貸付金額、件数、金額も出ておりますけれども、これは300件の融資残高が7億3,200万円という数字が出ております。これを私、記憶も含めてでございますが、過去5年間ぐらいさかのぼってみますと、物すごく一般資金の融資残高も多かったし、それから保証料補給も多かったんでございます。これについて、5年ぐらい前はどのぐらいあったのか、お尋ね

してみたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

まず、中小企業の振興資金の保証料の補給金でございますけれども、先ほど重川議員から平成22年度、約360万円ということの紹介がございました。これの5年前でございますけれども、平成18年、約737万円ということでございます。

続きまして、中小企業振興資金の貸付金でございます。議員の御質問の中では、平成22年度7億3,000万円ぐらい。市としては1億6,000万円ほど貸し付けをしております。この貸付金額でございますけれども、平成18年につきましては、約2億5,000万円、これを貸し付けをしている状況でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） このように、5年前と比べてみますと、5年前、保証料補給でございますね、これが740万円あったのが360万円という、約半分以下でございます。もうこれは件数ももちろん半分だと思いますが、融資の金額でいくと、もう6億円も7億円もあったものが、今は3億1,200万円という数字になっているわけですね、保証した金額。それから中小企業振興資金の貸付金、これも2億5,000万円あったのが、今1億6,100万円というふうになっているわけです。

今、ここに中小企業振興資金の融資制度一覧表というのがあります。これを読んで見ますと、なるほどいろんな施策に手が届いている部分もあります。しかしながら、まだまだ手が行き届いてないところがたくさんあるわけです。

今、各市の振興条例、これを取り寄せております。それを見ますと、まだ防府市に足りない部分もたくさんあるわけです。そういうことを新しい発想で、新しい施策をやっただけかなけりゃいけないんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございますが、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 中小企業の方々へのさらなる振興策の拡充についての御質問だと思います。

10月から11月までに実施をいたしました中小企業の経営実態と今後の施策のニーズ、このアンケートの結果をもとに、12月から来年2月末までの間で、商工会議所さんと連携して、いろんな企業を訪問をし、中小企業の方の経営者の方々から、既存の振興策の課題についての御意見や御要望をお聞きすることにしておりますので、その結果も踏まえ、

検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、検討していくということでございますけれども、中小企業の経営者は、もう待ったなしなんでしょう。それを今から、やられることはいいんです。アンケート調査をやられたということはいい。これからまた聞き取りをやっていって、これを施策に反映するとなると、また1年後、2年後になるわけです。それを早目に取り組んでいただきたいという要望をしておきます。

それと、やはり金銭にかかわることなしに、ソフト面での充実というのも大切じゃないかと思えます。それで、これも県内じゃないんですけども、いろんな、中小企業に対する表彰制度、こういうものを設けていらっしゃるところもあるわけです。例えば、販売マイスターとか、飲食店であれば調理マイスターとか、そういうようなものを、制度をつくって、表彰してさしあげる。そして意欲をかき立てる、そして繁栄につながっていくと、こういうシステムづくりをやっていらっしゃるところもあるわけです。それが成功しているところもあるわけです。

ですから、助成とか補助とかいうことなしに、そういうソフト面の充実というのを考えられたらいかかというふうに思うわけでございますが、この辺についてはいかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

専門的な知識、技術、技能を、長年、企業におきまして習得されたスペシャリストを登録する人材バンク、いわゆるマイスター制度の創設につきましては、現在、防府商工会議所及び山口・防府地域工芸地場産業振興センターと連携をいたしまして、県のマイスター制度の認定制度や他市の状況、これを現在調査・研究中であります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、検討中ということでございますので、できればこれも早目に検討して、早目に実施されたらいかかということを要望しておきます。

それから、次に、産業振興ということで、大胆な施策も打ち出すべきじゃないかというふうに思っております。ある市では、イノベーション大賞というものを設けて、先駆的な制度創設されております。そして、先駆的な企業を表彰して、そしてそれには1億円を差し上げますよと、最高でございますけれども、1億円を差し上げますよと。

ちょっとそのインターネットから引き出した表題を読んでもみますと、市は申しませんが、何々市は挑戦する事業者を応援しますということで、募集しているわけです。市内にある既存企業を元気にするために、新しい発想でということでございます。

あるいは、市長、観光にも力を入れる。商業振興にも力を入れると、こういうことでございますので、あるいは古い空き家等を買って、改装して、新しい発想での市営施設、もちろんこれは指定管理者とか、そういう別の形なんでしょうけれども、そういうものに任す。ただ、前段では市が買取るとか、いろんな発想をやっているところがございまして、そういうことにもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、このイノベーション大賞とかいう、新しい発想というものについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

今、重川議員のほうから、イノベーション大賞、最高で、上限が1億円ほど奨励金が出るという制度の紹介がございましたが、本市におきましては、平成21年度より売れるものづくり支援事業、この事業によりまして、市内の中小企業者のすぐれた新商品の販路拡大の支援を行っております。

現在、実施をしております中小企業のアンケートの結果を踏まえまして、今後、販路拡大に加え、新商品開発に伴う助成制度につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に、3点目の自然エネルギー活用対策についてお尋ねいたします。

本年3月11日の東日本大震災とそれに伴う東京電力福島原発事故の後、日本は言うに及ばず、世界各地でも自然エネルギーの活用対策が叫ばれております。

自然エネルギーなど再生可能エネルギーといえば、すぐに思い浮かぶのは、私の頭では、太陽光とか風力などありますが、ほかにも地熱、水力、バイオマスとか、種々多様なものが模索されるわけでございます。即、手軽に取り組むことができるのは、太陽光発電や小型風力発電システムではないかと思っております。

それで、去る9月議会において、時間切れで質問できなかった部分をお尋ねいたします。

家庭用太陽光発電設備に対する市の補助金制度を平成21年度から復活されまして、本年度、8月末で185件の利用があり、大幅に増加していると、9月議会で市長から答弁をお聞きしております。

それで、11月末で幾らの戸数となっているのか。また、年度末までにどのように設置戸数を推計されているのかということと同時に、ただいま新年度予算編成の中で、小型風力あるいは太陽光発電システムに対する補助率の引き上げが考えられないか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

エネルギー問題につきましては、今後の国のあり方をも左右する重大な問題であると同時に、東日本大震災を契機といたしまして、特に電力供給のあり方を中心に、大きな転換期を迎えている問題でございます。

その中でも、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの活用につきましては、省エネルギーの推進とともに、国を挙げて、より一層の拡大に取り組むことが求められるものと考えております。

本市におきましては、個人でもみずから導入に取り組むことが比較的容易な発電システムであり、また、本市の地理的な特性が十分に生かせる太陽光発電システムの普及が、再生可能エネルギー活用を拡大していく上での中心になるものにとらえております。

この太陽光発電システムにつきましては、住宅用の太陽光発電システムを設置する方を対象にした補助制度を、平成12年度から開始しておりまして、平成18年度までの平均で年度当たり43件であった御利用件数が、制度再開後の平成21年度には90件、平成22年度には304件と、大幅に増加しております。

御質問のごございました今年度の状況でございますが、国の補助金が1キロワット当たり7万円から4万8,000円に減額され、また、電力事業者による余剰電力の買取価格も48円から42円に減額された中ではありましたが、この11月30日現在で258件と、順調な伸びを示しておりまして、年度末までに、年度当初の見込みを超える400件のお申し込みがあるものと見込んでいるところでございます。

なお、今申し上げましたように、平成23年度から国の補助金が大幅に引き下げられておりますが、本市におきましては、それまでの定率制から定額制へと、補助金の算定方法を変更する制度改正を行いまして、これまでと同様の1キロワット当たり1万500円の補助額を維持しているところでございます。

現在の住宅用太陽光発電システムを取り巻く状況を見ましても、こうした補助制度が広く周知されてきたことや、環境問題に対する関心の高まりもございますので、現行の市の補助単価を改正しなくても、今後も順調に普及していくものと考えているところでござい

ます。

しかしながら、現在、見直しが進められております国のエネルギー政策の動向や小型風力発電をはじめとする、新たな再生可能エネルギーの利用技術の開発なども注視しながら、引き続き、より効果的な施策を調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上で答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、市長のほうから答弁いただきました。現在、防府市が行っている太陽光発電に対する市の助成制度、これは1キロワット当たり1万500円ですか、そういうことで、現状、踏襲して、来年度というか、もいくということでしたが、私、この電気エネルギーの地産地消というか、どこのお宅にも屋根、ついでにございまして、地産地消を進めて、先進的な模範行政市としていただきたいというのが願いで、こういう補助金を増やして、本市は先進的な自然エネルギー、模範都市だよというのを示してもらいたかったというのが願いでございます。

それはさておいて、そういうことで、来年度はいくということでございますので、これは了としたいと思います。

続いて、防府市は温暖な気候に恵まれ、日照時間も長い、気候温暖な土地ということで、工場等の広大な未利用地もあるということでございます。これは、私が工場誘致ということに関して質問したときの答弁でございますが、そういうところに大型の太陽光発電システム、メガソーラーとかいうことでございますが、こういうものを設置してもらおうような、行政として誘致にかかわる、これも現在、全国的に見ますと、そういうメガソーラーを誘致したいという自治体が、誘致合戦と言えるのかどうか分かりませんが、来てほしいということで、要望している行政もたくさんあるようでございます。その辺について、防府市はお考えはどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） メガソーラーのシステムに取り組んでおられる民間の方と、私も実は面談をさせていただいております。担当部のほうで詳しく検討協議をしておりますので、補足の答弁はいたさせたいと思っているわけでございますが、私が聞き及んでいる限りにおきましては、雇用創出の面において、余り期待ができないというような話をちょっと聞いているところでございます。

要は、機械は確かに巨大なものが置かれるわけでございますが、そこで働く人が余り必要としないことのようにもでございます。取り組みの姿勢としては、ただいま申し上げまし

たように、私が先頭に立って、そういう方々との出会いもつくっているところでございますので、よろしく願い申し上げます。

あとは、担当部長より答弁いたさせます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 太陽光発電、とりわけメガソーラーシステムの設置が防府市でも可能ではないかというようなことで、先ほど市長、申しましたように、いろいろ問い合わせはございます。その中で、企画政策課のほうで個別な対応をしているわけですが、その中で、先ほど市長が申しました雇用面のほかにも、使用料、土地の使用料といえますか、そういったところなどなど、クリアすべき課題も見えてきているところでございます。

また、特定した土地を定めて、お越しになっていらっしゃるようなところもございしますので、引き続き、相手様方と協議は進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○6番（重川 恭年君） 今、御答弁いただきましたが、私は、雇用面だけを言っているんじゃないと思います。というのは、先ほども言いましたように、エネルギーの地産地消運動と、こういうものの一環として、そういうものも取り組んではいかがかと。

ある九州のほうの市でございますけれども、自然エネルギー活用まちづくりビジョン策定というようなこともやっております。そこでは、活用まちづくりビジョンを策定するのに、予算を1,000万円組んで、そういう自然エネルギー活用まちづくりビジョンを策定するというようなこともやっておりますので、ぜひそういう環境面というか、そういう面からもぜひいろんな方法で、家庭用太陽光発電も含めて、今後検討していただきたいというふうなことを要望いたしまして、時間となりましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、6番、重川議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） おそろいですので、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。次は、13番、河杉議員。

〔13番 河杉 憲二君 登壇〕

○13番（河杉 憲二君） 七日会の河杉でございます。それでは、通告に従いまして質

問させていただきます。

今回は、下水道事業についてでございますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。下水道は生活環境の改善や河川等の水質保全を図るなど、市民が衛生的で快適な生活を送る上で、重要な役割を果たしております。

防府市の公共下水道事業は、昭和33年度から、防府駅を中心とした市街地約245ヘクタールを計画区域とし、事業に着手してまいりました。昭和47年には、防府浄化センターの建設を、計画を始め、そして昭和52年度から58ヘクタールの処理を開始いたしました。その後、認可計画区域を徐々に拡大していき、平成22年度末には、処理区域面積が1,757ヘクタールとなり、人口での普及率は60％となっております。

山口県の平均が59.7％ですので、ようやく県平均に追いついたという感じでございます。県内の17市町を見ましても、お隣の山口市を抜いて7番目となっております。

ところで、本年度より公共下水道事業につきましては、地方財政上、公営企業とされており、汚水処理に要する経費は使用料収入で賄う独立採算制の原則が適用されることになり、より経営面に考慮しながら、事業展開を行わなければならなくなりました。

そうした観点から質問いたしますが、まず下水道使用料の徴収状況でございます。平成22年度の現年度分の調定額は11億4,215万2,057円で、これに対して収入済額は、9億3,855万600円で、収入未済額は2億360万1,997円であります。収納率は82.2％ですが、これは地方公営企業法の適用に伴い、出納閉鎖が3月31日になったことによるもので、前年度の、平成21年度の収納率は98.5％となっております。

この使用料の徴収につきましては、平成14年より水道との一括徴収を開始し、以後、徴収率が1から2％上昇しており、98.5％前後と、高い水準をキープしております。職員の方々の御苦労もあろうかと思いますが、しかしながら、滞納繰越分も平成22年度では、調定額で3,233万3,406円と、かなりあり、そこで使用料の滞納者に対する取り組みについての質問でございますが、まず滞納者はどのくらいおられるのか。また、その内訳はいかがですか。事業者数、それから個人世帯をお教えください。

続きまして、その滞納要因をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、滞納者に対してどのように取り組んでおられるのか、あわせてお伺いいたします。

続きまして、合併処理浄化槽の普及についてお伺いいたします。

河川や農業用水路など、生活排水が流れ込むことにより、汚泥などが堆積し、悪臭がしたり、また蚊やハエなどが大量発生するなどして、生活環境のみならず自然環境までもが悪化してまいります。その対策として、公共下水道とあわせて生活排水が処理できる合併

処理槽が有効と思われております。

市といたしましても、公共下水道事業の推進と同時に、合併処理槽の普及も重要課題の一つとして、これまで取り組んでこられました。近年、各地域で合併処理槽の設置も増えてきているようですが、現在の設置状況はどのようになっているのか。また、普及活動はどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

次に、下水管への未接続の対策についてお伺いいたします。

公共下水道の未接続の問題は、自然や生活環境、また事業の経営面などに大きな影響を及ぼすことが予想されます。下水道法では、第10条と第11条の3で、供用開始後、原則としてくみ取り便所の場合は3年以内に水洗便所へ改造することなど、遅滞のない接続を義務づけております。

そこで質問ですが、現在の接続状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。また、接続していない要因はいろいろとあると思いますけれども、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。また、接続率向上に向けての取り組みについて、あわせてお伺いいたします。

最後に、下水道管に接続するため、便所やふろ、台所等から出される汚水を処理する排水設備の工事等に要する資金に、補助する制度を設けてはどうか、あわせてお伺いいたします。

次に、今後の取り組みですが、本年度よりスタートいたしました第四次総合計画によりますと、施策の基本方針の中で、市街化区域内における整備の年次目標を平成30年とし、計画的な事業計画区域の拡大と下水の普及の促進に努めるとあります。ということは、あと7年後には市街化区域内の整備を終えるとされておりますが、現在の市街化区域内の整備状況は72.7%です。

先日、産業建設委員会の所管事務調査において、長年、懸案でありました富海地区、大道地区、西浦地区について、具体的な整備日程が示され、平成27年から29年の間に、それぞれ順次供用を開始するとのことをございました。

そこで質問でございますけれども、まだほかに未整備地区はあるのか。また、今後、線引きを見直し、市街化区域の拡大を図り、事業展開をされるおつもりはあるのか、お伺いします。

また、現在の公共下水道の会計規模は大体50億円前後でございますが、一般会計の繰入は約10億円あります。区切りの平成30年ごろの公共下水道会計はどのように推移しているのか、あわせてお伺いいたします。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 13番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 下水道事業の推進について、お答えをいたします。

下水道事業の経営につきましては、議員御案内のとおり、本年度から企業会計の導入によりまして、経営状況を明確にし、水道事業とともに、より効率的な経営を目指して、組織の統合を行ったところでございます。

また、下水道使用料と水道料金の一括徴収の開始だけでなく、コンビニエンスストアで、24時間、いつでもお支払いをいただけるようにするなど、お客様の利便性の向上に努めるなど、徴収率の向上に取り組み、徴収率は御案内のとおり98%を超えておりますが、残念ながら、毎年、いろいろな事情により、滞納がなくなるのが現状でございます。

御質問の平成21年度から平成22年度に繰り越された滞納件数でございますが、約1,200件で、そのうち約20件が事業者というふうになっております。

また、その滞納になった要因についてでございますが、わかりやすい理由といたしましては、転居先不明、死亡、失業などがありますが、要因は必ずしも1つの理由によるものではなく、幾つかの理由が重なっているものが多いことを御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、滞納者に対する取り組みでございますが、納付書の納付期限が到来した翌月の10日ごろに督促状を発送し、それでも納めていただけないときは、催告状、給水停止予告書を送付するとともに、戸別訪問や電話による分納相談等を行うなど、滞納が増加しないよう取り組んでいるところでございます。

このような滞納者への対応をすることによりまして、平成21年度から平成22年度に繰り越された滞納額のうち、約42%は平成22年度中に納入していただくことができたところでございます。今後も滞納とならないように、啓発に努め、滞納者に対しましては納入していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽の普及と推進についての御質問にお答えをいたします。

本市では、御存じのように合併処理浄化槽の普及を促進するため、住宅に合併処理浄化槽を設置される場合の助成制度を制定して、普及の促進に努めてきたところでございます。

現在の設置状況についてでございますが、制度を制定した平成3年度から平成22年度の間で、制度を利用して浄化槽を設置された件数は、5,461件ありまして、平成18年度からの5年間の利用件数の推移は、平成18年度は273件、平成19年度

192件、平成20年度221件、平成21年度151件、平成22年度は157件と、近年は多少減少の傾向にあるところでございます。

また、合併処理浄化槽の整備促進のための啓発活動といたしましては、毎年10月1日の「浄化槽の日」に合わせまして、市広報での啓発や助成金制度の紹介をはじめ、同様に、市のホームページや市民便利帳にも掲載し、啓発に努めるとともに「愛情防府フリーマーケット」では、「上下水道フェア」を開きまして、PRとともに相談コーナーを設けて普及の促進に努めておるところでございます。

今後も、これらの活動を続け、合併処理浄化槽の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、下水管未接続の対策についての御質問にお答えいたします。

現在の接続状況でございますが、供用開始区域内の接続世帯数は約2万3,800世帯でございます。供用開始後3年以上経過した家屋の未接続の件数は、約2,600件と把握をいたしております。

次に、接続していただけない要因はとの御質問でございますが、本年11月に供用開始後、3年を経過いたしました未接続の世帯のうち、約600世帯を対象に、今後の接続予定や今まで接続できなかった理由などのアンケート調査を実施いたしました。このうち約3割の世帯から具体的な理由の回答をいただいたところでございます。

このアンケートの回答では、未接続の理由で一番多いのは、経済的な理由というふうに答えられた世帯が65%、ございました。その他の理由といたしましては、家屋が老朽化しているので、解体する予定、また高齢のため、今後どのぐらい住み続けることができるかわからないのというふうなこともございました。また、合併処理浄化槽を設置しているので、経費が無駄になるという理由もございました。内容の、今、御案内のとおり、未接続の理由で一番多いのは経済的な理由でございましたが、今後ともできるだけ早い接続をお願いし、未接続の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、接続率向上に向けて、どのように取り組んでいるかということでございますが、供用開始後、3年を経過しても接続していただけない世帯については、シルバー人材センターに委託をしています水洗化促進員が未接続の世帯を訪問いたしまして、公共下水道事業の意義や、下水道法でも接続していただく必要があるとの御説明をするとともに、接続がおくれている理由をお尋ねし、早期の接続をお願いをしております。

また、下水道の供用開始に合わせまして、下水道の指定工事店に、供用開始をいたしました地域をお知らせし、営業努力を促すことにより、接続工事の促進が図れるように努めているところでございます。

また、排水設備の工事に補助をする制度を設けてはとの御提案でございますが、接続工事に対する補助金制度が他の自治体で制度化されているところがあることは、承知はいたしておりますが、防府市での導入は、今まで接続された方との公平性やその財源などの課題があるというふうに考えておりますので、現時点で制度を導入することは難しいと考えておりますが、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

次に、今後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

富海地区、大道地区、西浦地区の整備によりまして、下水道の整備予定地区での未整備地区はなくなります。また、都市計画区域の見直しがされた場合のお尋ねでございますが、都市計画区域の見直しは上下水道局で行えることではございませんが、防府市として、都市計画区域が見直され、市街化区域が拡大された場合には、これは当然検討する必要があるというふうに考えております。

最後に、今後の公共下水道会計に関する御質問についてお答えをいたします。

平成30年度を目標に進めております市街化区域の下水道整備が完了するまでは、整備事業費として、毎年約20億円程度の事業費が必要というふうに考えております。また、一般会計からの繰入金額についてでございますが、この繰入金額は、当該年度の整備事業費に連動して繰り入れられるものではありませんので、当分の間は、現在の10億円程度の額が続くものではないかというふうに考えております。

今後とも、公共下水道事業につきましては、経営の健全化を図りながら、より一層安定した経営を目指し、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） それでは再質問をさせていただきますが、順にやっていきたいと思っておりますので、ちょっと多岐にわたっておりますけれども、よろしく願いいたします。

私が、実は議会に出させていただいた平成8年当時なんですけれども、このころの普及率というのは約33%ぐらいだったと思っております。その当時は、当然、県平均、またお隣の山口市さんからは、遠く離れて及んでおりましたけれども、現在では60%の普及率ということで、ここ15年の間に、いわゆる26%の伸びということでございますけれども、かなり力を入れてきたことがうかがえるかと思っております。

そこで、滞納者への取り組みですけれども、督促状、それから催促状、そのあと給水停止報告書ですか、ある程度マニュアル化されて、その順に沿って、それぞれ戸別訪問をし

ながら、いわゆるお願いに回っておるといようなことだと思います。

ただ御答弁にございましたように、繰越滞納分が4.2%も納入されておるといことは、ある面ではかなり評価していいのではないのかなと。この約10年間の、実は徴収率の一覧表をいただいたんですけれども、平成21年度45.6%、それから20年度32.7%と、ここ3年でも、かなりの、実は滞納繰越を納入されておられるということで、これはちょっと額は違いますけれども、市民税の、いわゆる滞納繰越分の収納率というは大体18%前後でございますので、それなりの評価はされていいのかなあと。

ただ、徴収業務というのは大変な御労苦もあろうかと思えますけれども、いわゆる下水道の使用者に対する公平性ということでございますので、また同時に事業の経営面からも、財源確保と、こういった観点からも、今後とも鋭意取り組んでいただきたいと、このように思います。今のは要望という形にしておきますので、よろしく願いいたします。

それから合併処理槽なんですけど、最近では減少傾向であると、こういう答弁でございましたけれど、ある程度こういった経済状況と、それから住宅事情もあろうかと思えます。新築、もしくは改築等々の問題もあろうかと思えますけれども、しかしながら、平成3年から平成22年まで、累計で5,461件ですか、ある程度の数字だと私は認識しております。

しかしながら、特に調整区域、下水道処理区域以外の調整区域、もしくは白地等々につきましては、より、環境という面からも普及していただければと思うんですが、そこで現在防府市は、平成3年より、いわゆる浄化槽の設置をする場合の補助を行っております。5人槽で33万2,000円、それから7人槽で41万4,000円、それから10人槽で54万8,000円となっております。また平成13年より、いわゆる佐波川清流保全条例と、これを制定されまして、佐波川水系における、いわゆる地域におきましては約5万円の上乗せをしていますよと、こういう制度でございますが、これを少し増やしたらどうかと、合併処理についてです。

というのは、他市の例を若干御紹介いたしますと、例えば千葉県の君津市は5人槽で39万2,000円、7人槽で47万4,000円、10人槽で60万8,000円です。しかも単独浄化槽の撤去費用を6万円出してあります。また、あきる野市ですけれども、やはり5人槽で44万円、7人槽で48万6,000円、10人槽で57万6,000円、これも単独浄化槽の撤去費として9万円を出してあります。

同等の市で、これはすごく大きいなと思ったのが瑞浪市なんですけども、これはたしか岐阜県ですか、5人槽で49万5,000円です。7人槽で63万円、10人槽で87万円、かなりの金額の補助なんですけども、大体普及率が少ないところだろうと、このようにな

っておりますけれども、ちょっと調べますと、それなりの成果は出ているように思いますけれども、こういった自治体もありますけれども、普及向上のためにも設置の補助を少し増やしたらどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 補助金の増額をとということでございますが、全国には、今議員が御紹介になりましたような形で、補助金が高額のものとか、または撤去費用ですとかにまで補助を出しているところがあるということは承知をしておりますけれども、今現在の我が市の補助金にいたしましても、国の制度にのっとりまして、国・県・市で3分の1ずつ負担をしていくという形で制度化しております。

ただ、この制度が、今、県のほうが、もう十分に、その目的が達成できたというふうな理由のようでございますけれども、その補助が打ち切られるというふうな状況でございますので、今のまま続けていくにしましても、市のほうでいけば、3分の2は市のほうで負担をするという必要が出てくるわけでございます。

この浄化槽の設置の重要性ということは十分認識しておりますので、この制度が継続できるかどうかということも非常に大きな問題でございますので、上乘せということにつきましては、すぐすぐに対応させていただくというのは難しいんじゃないかというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 県のほうが、今、なかなか、一通りの役目は終わったような考え方だろうと思っておりますけれども、しかしながら、防府のほうもいわゆる水洗化ということについては、やはり一番大きな問題は環境だと思うんです。

先ほど、午前中、弘中議員の質問もございましたけれども、いわゆる調整区域における排水、こういった問題が、いわゆる自然環境までやっぱり侵してしまう可能性があるのと、こういうことでございますので、特に調整区域、また白地の地域等においては、より推進が必要ではないのかなと。

また、これを言うとまたあれですけれども、例えば埼玉県熊谷市なんかは、防府市の補助費用と全く一緒なんです。これに、実は単独浄化槽のくみ取り1基6万円の、やっぱり撤去費用を6万円補助してます。つまり1基6万円ですから、家に2つあれば12万円の補助。おまけという言い方は失礼ですけれども、維持管理費についても補助を実は出してございまして、これは5年間の時限的なものですが、5人槽で1万5,000円、7人槽で1万7,000円、10人槽で2万円の年間の処理費の補助も実は出している自治体もあります。

ありますので、よく研究していただければなと思うんですけども、補助金を上げたらどうかといいますと、余り執行部はいい顔、しませんけれども、しかしながら、この合併処理槽というは御存じのように、生活雑排水の汚濁物質を10分の1まで下げることができるわけですね。あわせて単独浄化槽の浄化率が8倍あるんです。となれば、やはり市民生活を守ると、環境を守るというのは行政の私は使命だと思っております。

ですから、さまざまな角度から、いわゆる検討されて、この合併処理浄化槽の普及ということについて改めて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望という形にしていますので。

それから、下水管の未接続の対策でございますけれども、先ほど答弁の中で、接続世帯が2万3,800ですか、未接続が2,600と言われましたけれども、接続率は何%になりますか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 接続率と申しますと、下水道のほうの統計といいますか、調査では水洗化率と言っておりまして、供用開始をしたエリアでどれだけの人が水洗化を活用しておるかという水洗化率でございますが、これは87.4%でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 87.4%と、こういうことでございますが、いわゆる、公共下水道事業というのは、ちょっと長い年月をかけて莫大な費用がかかっておるわけでございますして、接続されない下水道というのは、私に言わせれば、まさしく無用の長物なわけです。今までの過去の投資金額からすれば、400億円、500億円じゃないとは思いますが、ですから、今、接続率87.4%ということでございますけれども、その1割以上が接続されてないということなわけです。処理区域内の中においてですね。

ですから、先ほど申しましたけれども、公営企業というふうな位置づけが適用されますので、その基本原資となるのは、この使用料収入でございますので、やっぱり少しでも増やしていかなきゃいけないと、こういうふうな取り組みが必要だろうと、100%の意気込みが必要だろうと、このように思います。

接続率87.4%というのは県内でも、実はかなり低いのではないのかなと、このように実はかんがみしておりますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） お答えいたします。

県内での確かに順位でいきますと、これは14位ということで、決して高いほうではございませんけれども、これにつきましては、先ほど申しましたけれども、供用開始をした

エリアで利用していただいておりますということで、防府市の場合は、平成30年度ということで、目指して、今、普及といいますか、供用開始のエリアを毎年、広げていっております。

ですから、このように広げていっておる間というのは、接続していただいても、新たにまた接続がゼロの区域というのがぼっと出てくるわけですから、どうしても全体の供用開始のエリアの中で、既に利用していただいている方の率というふうにして出しますと、一応の面的整備がある程度終了した自治体との比較ということになりますと、どうしても率のほうは低くなってしまふんじゃないかなというふうには思います。

ただ、今、議員おっしゃいましたように、100%目指して、接続していただけるように努力はしていくのは当然必要だろうというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 順位が上がったらどうのこうのというつもりでは毛頭ございません。それぞれの自治体で、それぞれのケースがございます。だから、要は面的整備を終えたところについてはやっぱり上がりますし、これからというところは当然、また認可区域を決めていけば普及率のほうに影響してくる。それは十分わかっております。しかしながら、ある程度、これを、数字を励みとしながら頑張っていたきたいというのが主な要因でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから接続してない要因なんですけれども、先ほど11月に調査されたということで、経済的な理由が大きな理由であると、65%ありますよということです。橋本市が同じような、やはり3年以上たった未接続の世帯にアンケートをとっておりますして、やはり経済的な理由が、同じような数字としてあらわされておりました。

実は、先日、私、市民のある方から相談を受けまして、それは、今度、下水道が来るようなんですけれども接続しなければならぬかという、実は素朴な質問でございまして、内容を聞くと、いわゆる水洗トイレの設置や台所、ふろ、それから洗濯機などの水回り、そういったところを実は工事をしなきゃならぬと。そのかなりの経費がかかると。こういうことでございます。それと同時に、使用料についても少し不公平感があるというのが大きな理由でございました。現在の経済状況、不況状況の中で、設置する余裕までないという方が結構いらっしゃると思ひます。

使用料が少し高いということで、それがどうも1人や2人じゃないように実は伺っておりますして、ここでちょっと下水道の使用料についてお伺ひしたいんですけれども、下水道の使用料は、現在、水道の使用水量によって決まっております。水道の使用量が増えれば、同じように連動して下水道の使用料も増えてまいります。現在では、その水道料金

よりも若干高く設定されております。

しかしながら、水道の使用水量がすべて下水道に流れるというわけではなくて、例えば家庭菜園や庭の水やり、それから池の水など、直接は下水道に流れないものも一応、一応使用水量として上がってまいります。それがそのまま下水道の使用料に実は反映されるわけでごさいます、仮に、例えば水道の使用水量が30立米としたときに、3,832円、それからまた50立米だと7,350円となりまして、約、倍とまで言いませんけれども、かなり数字が上がってきてまいります。

水道料金というのは、それに係るわけですから、当然払いますけれども、しかしながら下水道となれば、この差額はやっぱり3,500円にもなりますので、少しどうなのかなと。また、90立米使われる方も実は結構いらっしゃる。90立米以上ですね。その方も、そうすると下水道の使用料が1万5,750円になるんです。そうしますと、上下水道の料金を払うと、3万838円となるわけなんです。そうすると、やっぱりちょっと二の足を踏むかなという方がおられるのも、実は現実でございます。

このことについて、どのように、答弁が難しい、考え方ですよ。少し不公平感があるよということなんですけども、いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 議員おっしゃるとおりであろうとは思いますが。この料金のことでございますけれども、基本的には、議員御承知のように、下水道の処理、それから資本費の維持に係る経費については、その使用料でということが原則になっておるわけでございますけれども、下水道の経営する経費というのは、まさしく私どもの事務費ですとか、そういうものも入っておるわけでございます。

ですから、こういう経費を、経営を効率化して、少しでも使用料の全体が、下げることができるように努力するのが、まず一番大事であろうとは思いますが。

そういう努力をした結果、必要となります、その使用料で賄う経費につきましては、どうしても御負担をお願いをすることとなるわけでございますけれども、今、使用料が増えたら割高になるといいますか、金額が大きくなってということであつたと思うんですけども、これは下水道料金の定め方と申しますか、これには基本的には、世帯の人数によって定めるとか、または水道の使用料によって定めるとかいう2つの方法がありまして、一般的に、全国で言えば8割以上が水道の使用料によって下水道を算出すると。

また、その下水道の使用料を算出する中で、だから、全部の事業体でいえば、65%以上が逡増制と申しますか、使用量が多くなれば割高のといいますが、単価のその負担をお願いするというふうな、逡増制の料金体系になっておるようでございます。

ですから、これが、防府市も同じ方式をとっているわけですが、ですから当然負担をお願いしたいと、していただくのが当然だということにはならないとは思いますが、先ほども申しました経営の効率化もいたしまして、なるべく使用料が、安く抑えることができるように努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 今、最後にちょっと答弁がありましたけども、できるだけ安く使用料がするように考えたいと思うと、こういう言われましたが、基本的に、水道料金の算定というのは総括原価主義というふうな形で、全体の原価を決めて、このくらいありましたら、それをどういうふうにして使用料に反映させるかという一つの考え方だろうと思いますし、特に公営企業法の中においては、できるだけそういった形で使用料を設定しなさいよということだろうと思いますが――思いますが、先ほどちょっと言いましたけれども、やはり少しの不公平感というのがあるというのは御認識、実はしていただきたい。

水道料金というのは、そのまま反映していきますけれども、下水道となれば、やはり土地にしみ込んだり、いわゆる家庭菜園する方が、というのは50立米以上使われる方が5,267件もあるんです、全体の2万3,000の中においてですね。ですから、大体防府市の標準は35立米で、水道料金は4,221円で、下水道の使用料金が4,541円、足せば大体8,700円というぐらいの数字が大体の平均といたしますか、標準だということ伺っておりますけれども、やっぱりその中でも、やはり家庭菜園とか、今、ブームです、そういった形で、かなり使っている方が実はいらっしゃる。

そういう人の話を聞いて、今度、新たに認可区域を決めようとしたときに、ちょっと計算すると、ちょっと待てよというふうな形になる方もいらっしゃるのも事実でございますので、その辺のところは認識しておいていただきたいということと、それから、先ほど使用料の算定方式ですけれども、この便利手帳というのは、これは結構よくできておりまして、非常にわかりやすいようにつくられております。これは市民にとってわかりやすいんですが、いわゆる基本料金の算定の仕方という中で、ちらっと今、御答弁がございましたけれども、だからあえてちょっと質問いたしますが、大体20立米までは基本料金として2,415円なんですけれども、これが40立米まで、21立米から40立米までが、1立米について141円なんです。この記載は135円となっておりますが、これは実は、このあえて申し上げますと、下水道使用量基本料金プラス超過料金プラス消費税と書いてあるんです。だけど、これ消費税が入らんのです、この数字の中に。だから、基本料金は2,300円となってるわけです。ですから、今度つくるときは消費税分を含めた形の数字を入れて、総務部長、よろしく申し上げます。

それと41立米以上が、1立米について210円なんです。ということは、40立米を境にして、1立米の単価が実は69円高く設定してあるわけです。高く設定してある。この設定の仕方というのは、先ほど全国の自治体で65%がこのような設定の仕方ですよと言われますけれども、この料金については、それは例えば国の指導なり一定の基準なりというのがあるんですか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 国のほうから、料金はこのような方式で定めなさいというふうな、そういう指導はないというふうに認識しております。

今の料金の体系ですけれども、県内の自治体もそうですけれども、今の20立米、40立米という区切りのところですか、1立米当たりの使用料の単価ですか、これはそれぞれ自治体によって金額が異なってまいりますけれども、国のほうからも、制度的にこういう形でやりなさいということで求められて定めておるということではございません。防府市で、今の方式を選んで採用しておるということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） わかりました。いずれにしても、やはり使用料金というのは、やっぱり投資金額に応じた形の、それで算定しながら計算された数字だろうと、このように思いますので、その辺のところは理解いたします。

普通、例えば我々素人からすれば、多く使えば逆に割引になるんじゃないかなというのが、常套句になるわけで、例えば東京都の水道料金なんかというのも、実は、使えば使うほど高く設定してあるわけで、いろいろこう調べてみますと、できるだけ節水を促すと、こういう意味が実は大きいようでございまして、防府市の場合は、山口県が沈んでも防府市は沈まんぐらい水があるということで、節水等は今まで余りやっておりませんけれども、その辺も踏まえて、料金については、今後、御検討をお願いしたいと思います。

それともう一点あるのが井戸水なんです。井戸水のほうは、算定の方法とすれば、いわゆる使用人数制、つまり人头割と申しますか、推定水量の計算方式という形になっておりまして、それが2人までは20立米で2,415円、3人は30立米で3,832円、4人では40立米で5,250円と、1人増えるごとに約10立米の加算と、こういうふうな方式になっております。

そうすると、例えば夫婦2人の場合、下水道に幾ら流しても、基本料金の2,415円ということになりまして、仮に50立米流したとしても、水道料金の計算でいきますと7,350円ですけれども、井戸水使用の場合は2,415円と。余り言いたくありませんけれども、90立米を流せば水道料金の計算によりますと、1万5,750円、しかしなが

ら、下水道の場合は2, 415円で済むと、こういうこととございます。これは、不公平と言われても仕方がないと思うんですけども、この考え方についてはどのようにお考えですか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） お答えをいたします。

水道料金の料金体系につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、全国が採用しておられるような方式、多い方式ですけれども、標準的な方式を採用しております。

この井戸水を使用される場合ですけれども、この場合にも世帯の人数によってということで定められているところが多いというふうに認識しております。ただ、1人当たりの負担をしていただくときの計算の根拠となる立米数、これは自治体によって違うということとございます。

今、防府市が定めております、今、議員御紹介いただきました料金の設定自体が、完全に全く問題ないのかどうかということについては、多少、この今の料金というのが、決めましたのが、御承知のように平成11年度でございます。平成11年に定めた料金で、今現在ずっとそのままお願いをしてきておるわけでございますが、その間、社会自体も節水型になったり、水の使用量というのも家庭全体でいえば減ってきておるといふような状況もございまして、今の井戸水の不公平というふうにおっしゃいましたけれども、直ちに料金のお願いの仕方を改めなきゃいけないほどのものはないんじゃないかなど。家庭によっては、それよりももっと少ない量だけれどもとか、多い量だけれどもとかいうケース・バイ・ケースであろうかとも思いますけれども、いずれにいたしましても、次に使用料の改定等を検討する場合には、今おっしゃいました項目につきましても、当然、検討しなければならないというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 実は、井戸水に直接つないでいる世帯というのが数字をいただいております1, 212件、意外と多いなと実は思ったんですけども、その中でも少しあったのが、人头割となれば、例えば子ども1人も1人の頭になるのかと、こういうふうなこともありますけれども、それも含めて、実はこれも一つの使用料を計算する計算方式の一つだと思うんです。

ですから、今後、あわせて、市民が接続しやすい、よりよいような水道料金の体系というのを考えていただければなあと、このように思っております。これは要望しておきます。

それから接続率向上についての施策ですけれども、御答弁では、シルバー人材センターに水洗化委員さんを委託しておると、こういうこととございますけれども、現在、何名ぐ

らいで対応されておられますか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 4名の方で、2名ずつローテーションで、交代で出てきてもらってますので、活動のほうは2人で活動してもらっております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 先ほどの御答弁の中で、それぞれ、いわゆる戸別訪問しながら説明して歩く。そういった、地道な活動も実は大きな要素だろうと思いますし、それから指定工事業者ですか、いわゆる営業活動の一環として回られるというのも、ある面では非常に効果があることだろうと思います。

というのは、私もいろいろ今回の質問の中で調べたんですけども、全国の自治体、どこも頭を抱えてるんです、いわゆる、どういうふうに対応すればいいのだろうということ。でないと、先ほど申しましたけれども、投資の割には、やっぱり効果が出てこんことには無駄遣いというようなことも、ある議会の中で指摘されたこともあるようでございますので。ただ、実は、下水道法では、第48条で、義務違反を犯した場合のことに對して30万円以下の罰金に科すという罰則規定を実は設けております。設けておりますが、ただ全国の自治体ではこれを活用した自治体はありません——と聞いております。というのは、やっぱりそういったいわゆる微妙な要素があるんだろうと。

しかしながら、千葉市においては、実は下水道条例というのを設置いたしまして、これ、本年度だったですかね。いわゆる接続指導制度というのを要綱で実は規定いたしまして、悪質なものに対しては公表すると。このような制度も、実はかなりきつい制度もつくっております、例えば接続の猶予とか、条例で期限を規定するとか、それから命令にも従わない場合は、法律違反として告発すると。このような条例をつくってる市もございます。これはちょっと極端かなと、実は思ったんですけども、しかしながら、ほかの自治体も少し興味を示しておるといようなことでございます。

ただ、先ほど、これもちょっと補助云々の質問をしたんですが、公平性や財源の課題があるということで、難しいという御答弁でしたけれども、例えばやはり下水管から個人宅に引く場合は全部個人負担になりますので、そうすると、その額というのは、やはり5万円、10万円じゃないんです。やはり100万円近いというようなこともあります。これは、やっぱり経済負担でも大きな理由だろうと、こういうことに数字としてあらわれるわけですけども、少しでも向上するためには、何とか補助も出してもという気持ちで、今回、質問をしたんですけども、実際問題として、例えばお隣の山口市でも、秋穂地区に限ってですけども7万円の補助をしていると。恐らくこれは旧町が、恐らく農排か何か

のときに補助を出してた分だと思えるんですけども、それをそのまま適用しておると思います。

それから、鹿児島県の鹿屋市は、1年目に8万円の補助で、2年目に5万円、3年目に3万円と、何かエンジンをぶら下げるような形で、早く接続したら補助率を上げてあげるよという、こういった形で取り組んでおられるところもあります。

ですから、しかしながらアンケートの結果によりまして、やっぱり65%も経済的な理由があるとなれば、やはり少しでも、緩和策の一つとして、少し方法を考えられたらいいのではないのかなあと。

しかしながら御答弁にありましたけれども、公平性に少し問題が出てくると、こういうことでございましたので、難しいと考えるということはやらないということだろうと思えますので、しかしながら、少し研究課題としてとらえておいていただきたいなあと、このように思います。

それから最後ですけれども、今後の取り組みについてですけれども、未整備地区はもうないということで、ということは、下水道建設は平成30年で、とりあえず現在の市街化区域内はすべて整備を終わりますよと。あとは老朽管の敷設がえや、また維持管理が下水道事業の今後主な業務となるということによろしいですか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） そのとおりでございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） わかりました。先般、先ほど所管事務調査の中で、やはり大道、それから富海、西浦等についての指針が示されましたけれども、えてして、予定は未定でございまして、いつも下水道事業というのは三、四年おくれるのが常でございまして。

できる限り早い段階で、長年の懸案でありましたので、皆さんに、いわゆるよりよく接続してもらうような指導をしていただければなど、このように思いますけれども、そこで、今後の線引きなんですけれども、拡大された場合は当然検討するというところでございますが、土木建設部長にお聞きしたほうがいいんですかね。今後、市街化区域の拡大というのは、見通し、あるんですか、どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 市街化区域の拡大と申しますか、見直しについての御質問でございますけれども、近年の特に市街化区域の人口動態、こういったものを見ますと、大きく見直すというような状況にはないのではないかというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 市街化区域の人口も、ここ10年を見ましても、ほぼ横ばいか若干減ってきておるわけです。例えば、平成14年の、これ、3月の数字ですけれども8万9,400人、平成23年の3月の数字が8万8,900人ということで、大体500人ぐらい下がってきておる。つまりほぼ横ばい状態とっていいかと思えますし、若干下がっていると、このようなことになろうかと思えます。

ただ、ことしが見直しはいつも5年置きだと思んですけど、ことしが見直しの年だと聞いておりますけれども、どうも県のほうも見送られたというような状況でございまして、今後、市街化区域の拡大は、当面は、まだ考えられないという状況だろうと。当然、そうですよね。いわゆる区域内に農地転用して、家が建たないとどうしても拡大はできませんので、今のようには、そのままですと、人口の増える要素も当然見受けられなくなれば、やっぱり拡大も難しいだろうと、このように思っております。

そこで、公共下水道会計のほうなんですけれども、大体、おおむね50億円ということで先ほど質問いたしましたけれども、整備事業費は毎年約20億円、今後、要りますよと。それから毎年の繰入金は、やっぱり10億円は当然要りますと。これは負担というふうな形のものであろうというふうなことで言われましたけれども、申しわけないですが、ちょっとその10億円の主な中身について、ちょっと答弁をお願いしたいんですが。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 下水道事業に対しまして、一般会計のほうから繰り出すと申しますか、一般会計で負担をすることが認められておるといふか、こういうものが繰出の基準になりますよというものにつきましては、一番主なもので言いますと、雨水の処理でございまして。これのポンプ場ですとか、雨水排水に係る経費については、一般会計のほうで当然、負担していただくと。

下水道の使用料をいただいておりますその中で雨水の処理はしないということでございますけれども、そのほかにも国の補助金がカットされたときに発行いたしました市債の償還に関しましては、国のほうで、交付税で措置をしますよという約束がしてある。こういうものについては一般会計のほうに入れてもいいよと。一般会計の繰出の中に計算するというのがルールとして認められておりました、今、雨水の処理と申しましたけれども、この処理の経費というのが、一般会計の今、約10億円の繰出金を上下水道局のほう、いただいておりますけれども、このうちの約4分の1ぐらいは雨水の処理の経費ということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） これを見ましても、使用料の適正化というのがあるんですけども、一般会計からの繰入を負担していいという要綱の中に、やっぱり雨水、それから調査における元利償還等も入れて構いませんと、こういう規定があるんですけども、先ほどちょっと答弁でありましたけれども、現在、今は企業債というんですけど、企業債残高が229億1,300万円ぐらいありますけれども、これはどのように推移されていくか、お教えください。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 先ほどからお答えをしておりますように、平成30年までは、その事業のほうを、整備のほうを進めていかなきゃいけないということでありまして、今の予測では、平成30年の事業までで、270から280ぐらいの残高になるのではなかろうかというふうに予測しております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 270億円から280億円ぐらいだろうと、それがあ程度今後のマックスだろうと。しかしながら、とりあえず、そこからは今度は維持管理が実は主な業務になっていきますので、一般会計からの繰入で元利償還を進めていけば、当然企業債は下がってくると、こういうことでよろしいですね。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） 整備が終わった後には、今おっしゃいましたように維持管理という事業が引き続いてあるわけでございまして、この維持管理の部分につきましても企業債というものもまた出てこようと思いますので、全くゼロになるということはないと思いますけれども、当然、その額につきましても減少していくといえますか、減っていくということになります。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） いろいろと下水道事業について質問させていただきましたけれども、この下水道事業は昭和33年から実はスタートいたしまして、実はこの年はくしくも私の誕生の年のございまして、下水道の年齢イコール私の年齢ということで、今下水道事業がどのぐらい年がかかったといえ、私の年齢を言えばすぐわかるという状況のございますが、しかしながら、7年後といえ、60年ですね。

ですから、一つの事業がある意味60年かかるよということで、それが一定のめどができたというのは、少なからず少しの因縁があるのかなあと、このように思いますけれども、御存じのように公共下水道事業は、やはり市民が快適に暮らせるような生活環境、それから自然環境を守っていく、不可欠な施設であります。

しかしながら、それは市民の皆さんが活用してこそ初めて効果があらわれるもので、これを広く推進していただきたいと思います。そのためには、市民の皆さんの意識と理解を高めることが何より重要だと思っております。

また、本年度より企業会計の導入に伴って、より効率的な経営を目指していかなければなりませんので、そのためには市民の立場に立って、市民の目線で、今後とも取り組んでいかれることを要望いたしまして、ちょうど1分となりましたけれども、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、13番、河杉議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、25番、田中健次議員。

〔25番 田中 健次君 登壇〕

○25番（田中 健次君） それでは、きょう午後、最後の質問になると思いますが、通告してある順に従いまして質問をしてまいりたいと思います。通告してある質問は3項目、最初に次期介護保険事業計画について、2番目に文化財郷土資料館の充実について、3番目に「義務付け・枠付け改革」への対応についてであります。

それでは、まず最初の質問の第1ですけれども、次期介護保険事業計画についてお伺いをいたします。2009年度（平成21年度）から2011年度（平成23年度）までの現在の介護保険事業計画に引き続いて、2012年度（平成24年度）から2014年度（平成26年度）までの3年間を対象に、次期介護保険事業計画となる第5期介護保険事業計画が今年度中に策定されるということになっております。

ところで、ことし6月に「介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立をし、公布をされました。介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法などの一連の法律を改正するものとなっております。

厚生労働省のホームページに示されている法律の概要の説明によれば、「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括システム」、これの実現に向けた取り組みを進める」というふうにしております。

ポイントとして、1、医療と介護の連携の強化等、2、介護人材の確保とサービスの質の向上、3、高齢者の住まいの整備等、4、認知症対策の推進、5、保険者による主体的な取り組みの推進、6、保険料の上昇の緩和の6点が掲げられています。これだけを見ると、新たな施策も見えますが、介護サービスの質の低下等の懸念も出てまいります。

そこで第1番目に、介護保険法の改正に伴う変更について、防府市ではどうなっていく

のかについてお伺いをしたいと思います。

2番目は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施についてであります。今回の法改正で、保険者の判断、つまり市町村の判断によって予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする規定が介護保険法に盛り込まれました。これに基づくものが介護予防・日常生活支援総合事業ですが、この事業は、要支援と認定された人を介護保険サービスから市町村が除外できる仕組みの導入として、要支援の人の生活に必要なサービスを奪うことになるのではないかという危惧が福祉関係者から指摘をされております。

そこで、防府市では介護予防・日常生活支援総合事業を実施するかどうか、この点についてお伺いいたします。

3番目は介護保険料改定の考え方についてであります。厚生労働省はことし7月の第5次介護保険事業計画の策定に係る全国会議、全国の各県の代表者などによるそういった会議ですけれども、この中で介護保険料の全国平均基準額が5,000円を超える見込みとなり、第4期保険料の全国平均基準額4,160円から大幅な上昇が見込まれるとし、都道府県、保険者に対して、財政安定基金の取り崩し、介護給付費準備基金の取り崩し、負担能力に応じた保険料負担のための多段階設定などの取り組みを求めています。そこで防府市の保険料改定の考え方を、ぜひこの場でお伺いをしたいと思います。

まず最初の質問は以上であります。よろしく御回答をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 25番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

今回の介護保険法の一部改正は、本年6月22日に公布され、平成24年4月1日からの施行とされているところでございます。また改正の理念は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めるとされているところでございます。

そこで、今回の介護保険法の一部改正に伴い、介護サービスが次期計画でどうなるのかとのお尋ねでございましたが、まず、新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、在宅の単身、重度の要介護者に24時間対応サービスが提供できるようにするものでございまして、2事業所を計画しております。

また、複合型サービスは、現在の小規模多機能型居宅介護サービスと訪問看護サービスなどを一体的に提供し、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実させるものでございまして、これも2事業所を計画しております。

次に、充実を図ることとされました認知症対策でございますが、認知症施策の推進を担う地域包括支援センターの機能強化を図り、認知症高齢者や家族への支援体制を充実させる計画としております。

また、平成23年度限りで廃止とされておりました介護療養型医療施設サービスにつきましては、6年間の延長となりました。

なお、法改正とは関連のない施設整備計画につきましては、特別養護老人ホーム入所待機者のうち、独居、老老介護の待機者の解消を目指し、特別養護老人ホームの新設、増設を計画するとともに、認知症高齢者対応型のグループホームの新設を計画しております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するのかとのお尋ねでしたが、この事業対象者とされる自立と要支援認定を行き来する高齢者が少ないことや、事業で想定される配食サービス等が本市では既に実施済みであること。さらには、対象者には地域包括支援センターが現在も切れ目のないサービス提供のマネジメントを行っていることなどを検討した結果、本市では、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては実施しないことといたしました。

次に、介護保険料改定の考え方についてのお尋ねでしたが、本市保険料額の最終的な確定は、平成24年1月の、国からの報酬改定等の通知後となりますが、現時点の推計では、かなりの額、上昇すると見込んでおります。

上昇の理由といたしましては、65歳以上の高齢者の保険料負担割合が、これまでの20%から21%へと、1%増加することや、団塊の世代が65歳に到達し、高齢者人口が急増することに伴いまして、要介護認定者及びサービス利用者数の大幅な増加が見込まれますことから、介護給付費が増大すること。さらに国の補助金で賄われておりました介護職員処遇改善交付金が介護報酬に組み込まれる予定であることなどが、主な要因と考えております。

一方、保険料の上昇を抑えるため、国、県、市が積み立てております財政安定化基金の一部を取り崩すこと、本市の介護給付費準備基金を全額取り崩すこと、保険料段階を8段階から10段階へと細分化するなど、さまざまな施策を講じ、保険料の上昇を少しでも抑えてまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） いろいろ御答弁いただきましたが、まず最初に、法改正、あるいは法改正に伴わない分も若干あったわけですが、まず最初に、特別養護老人ホーム等で新增設の計画ということがありましたけれども、これがどれぐらい、何床ぐら

い増えるのかということをお聞きをしたいと思えます。

それからあわせて、地域包括支援センターの機能強化ということが言われております。言われておりますが、地域保健支援センターについては、もう一つ、これは厚生省の先ほど言いました7月11日の全国会議ですけれども、その資料によりますと、地域包括支援センターの機能強化ということで、こういうことが書かれております。「地域包括支援センターにおいて、関係者間のネットワークが十分に構築できていないのではないかと。市町村が委託型の地域包括支援センターに対して業務を丸投げしているのではないかと。指摘があることから、以下の規定を新設する」ということで、新年度からこういうことが必要になってくるわけでありませう。

1として、地域包括センターは介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者との連携に努めなければならないと。こういうことが、その資料で示されております。

それから、もう一つは、市町村は委託型の地域包括支援センター等に対して、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示すると。防府市の場合、4つの地域包括支援センターのうち3つが委託型ということになりますので、新年度は、この運営方針を明示するということが必要になるわけですけれども、この辺についてどうなっているのか、あわせて御回答願いたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

まず介護老人福祉施設、いわゆるあかり園とか、そういうものでございますが、これは計画の年度で、3年間で147床を新設・増設する数として計画しております。

次に、地域包括支援センターの機能強化の件でございますが、今、言われたように、条文が加えられまして、包括的支援事業の効果的な実施のために介護サービス事業者、医療機関、民生委員及び高齢者、ボランティアなどの連携に努めなければならない。もう一つは、言われたように、地域包括支援センター設置を委託する場合には、市は包括的支援事業の実施方針を示すというものでございます。

今まででも、高齢者の困難ケースでは、事業の関係者、医療機関、地区担当の民生委員等と連携することなしには、問題の終結にこぎつけることができないのが現状でございます。

こういう現状を踏まえまして、地域包括ケアシステムを視野に入れて、関係者によるネットワークの構築に向けての準備会議を「はあとふるネット会議」との名称で、定例的に、現在、実施しているところでございます。

また、包括的支援業務の実施方針の提示につきましては、平成24年度から地域包括支援センターの委託に当たり、募集要項に包括的支援事業の4事業、すなわち介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント事業の実施について具体的に示しているところでございます。とりわけ介護予防対策は、今後の超高齢化社会を迎えるに当たりまして、介護保険料の上昇を抑え、介護保険財政を維持していくためにも不可欠との考え方を反映させております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） ベットの数が増えるということの数もわかりました。目標ということなので、ぜひ、これで本当に十分かという気も若干いたしますけれども、目標の達成に向けて、全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

それから包括支援センターについてもそれなりの対応をしておることなので、その件については了解をいたしました。

それで、最初にお聞きもいたしましたけれども、保険料の金額ですが、厚生労働省は全国的には5,000円を超えるのではないかと。現行が4,200円弱という金額が5,000円を超えるのではないかと。800円以上、800円から900円ぐらい増えるということを厚生労働省は予測してるわけで、そのために、いろいろ基金だとか、そういうものをとにかく取り崩しなさいと。これを事業者である市にも、それから県にも求めておるわけでありますが、防府市の場合には、保険料はどのくらいに、今時点でなるのでしょうか。

それから、県内他市の状況がどのような形になるのか、わかる範囲でお答え願えればと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 防府市も国と同様に、現在の基準月額が3,989円ですが、今の段階では900円近く上昇すると推計をしております。

県内他市ですが、これも11月10日時点の状況です。6市が5,000円を超えて聞いております。残りの市は5,000円未満、この中に防府市も入っておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 防府市も900円ぐらい上がるということになりますと、保険料として2割以上、上がるということになるわけでありまして。

非常に、やはり介護保険制度の矛盾が、このあたりで本格的に出てきたんではないかと

いう気がいたします。3年単位で介護保険事業計画を組んで、今4期が終わろうとしているということで、12年が終わろうとしているわけですがけれども、本来、日本の社会保障は税金と社会保険方式の2つで来たわけでありましてけれども、やはり保険でやるということが無理ということが、今日の状況の中で明らかになってきているのではないかと。こんなふう思うわけでありまして。

国際的に見て、介護を保険でしとるのは、先進国ではドイツと日本だけでありまして、この辺について抜本的な改革が必要であろうということをお願いして、この点についての質問を終わりたいと思います。

引き続き、2番目の文化財郷土資料館の充実についての質問に入ります。

文化財郷土資料館は2008年（平成20年）4月に開館し、現在4年目となっております。来年度には5年目を迎えることとなりますが、今年度は「周防国府跡の発掘調査開始50周年記念」として、また「市制75周年記念」として、企画展を2期に分けて開催するなど、毎年、工夫を凝らした展示をされております。その点については、前向きに努力されているということに敬意を表したいと思います。

しかし、旧図書館から今日の施設への検討段階から懸念されていた問題を私は感じざるを得ません。展示スペースの狭さという問題であります。これについては、検討段階において、所管しております教育民生委員会での所管事務調査や、あるいは一般質問で旧図書館の大部分を収蔵庫に現在は使っておるわけですが、大部分を収蔵庫に使うのではなくて、現在、講習室として使っている部分も展示スペースとして活用すべきではないのか。収蔵庫がもし必要であれば、建築コストのかからない倉庫のような収蔵庫を新設すべきではないか、こういうふうに意見を申し上げてまいりましたが、取り入れられておりません。

そこで、この点について改めてお伺いをいたします。現在の状態では、展示スペースが余りにも狭いというふうに感じております。この展示スペースを拡大すべきではないかと思いますが、この点についての市の御見解をお伺いをいたしたいと思います。

2番目に、文化財郷土資料館としての資料収集についてお尋ねいたします。図書館から文化財郷土資料館へ転用を検討する当初は、仮称「ふるさと考古館」として検討されてまいりました。つまり出土遺物等の収蔵を第一の目的とし、展示スペースは限られたものということでありました。さまざまな企画展も実施されてきましたが、また開館に際して、その後の検討により、文化財郷土資料館というふうに名称が変えられてきたわけでありまして。

こうやって見ると、出土遺物の収蔵を第一の目的とするという当初の目的は、市民の感覚からすると、少しずれたものに今ではなっておるのではないかと感じざるを得ません。

市民が、あるいは防府への来訪者が、文化財郷土資料館という、そういう施設の名前として期待するものは、防府市の文化財が展示されていること。あるいは郷土の歴史が概観できる、そういった展示物があるということではないかと思えます。

そうしたときに、現在幾つかの民俗資料なども寄贈等によって収蔵されておりますが、現在の収蔵資料では不十分ではないかというふうに考えております。郷土の歴史を概観する際に役立つような資料等を収集・展示したり、あるいは文化財については、複製を製作・展示することも必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで具体的な2番目の質問になりますが、資料収集方針を立てて、資料収集を計画的に進めるべきと考えますが、この点について御見解をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは、文化財郷土資料館の充実についての御質問にお答えします。

まず展示スペースの拡大についての御質問でございます。文化財郷土資料館は、周防国府跡をはじめとする市内の遺跡からの出土品や農機具、生活用具といった民俗資料、文書などの歴史資料を収蔵、保管・整理し、その一部を展示するために昭和56年に竣工した、前の防府図書館の建物をできる限り活用しながら、平成20年4月4日に開館したものでございます。

展示につきましては、毎年、常設展示と、年一、二回の企画展、また数回の小企画展を行っており、企画展では、防府の酒づくりや製塩業、平安時代の周防国府など、防府の特色ある歴史の一端を文化財資料だけでなく、会員の手づくりの模型やイラスト、写真などを使って、工夫しながら展示を行ってまいりました。

この企画展では、御観覧に来られた方へのアンケートを実施しておりますが、展示内容については、幸いにもよい評価を多くいただいております。しかし一方では、展示物の量が少ない、あるいは展示空間をもっと広くという御意見もございました。これらの御意見を真摯に受けとめ、改善できるところは改善してまいりたいと考えております。

なお、来年度は、文化財郷土資料館が開館して5年目となり、常設展示の内容を再検討し、展示がえが必要な時期となっております。この展示がえの機会に、展示内容の充実とスペースの拡大、講座室や整理室の配置変更などを考えてまいりますが、それに伴い、展示ケースの増設や照明器具の取りかえなど、施設面の整備も必要となります。

これから来年の秋ごろまでに常設展示の内容を含めた資料館のレイアウトの変更計画を立て、平成25年度に展示室の拡大、設備等の改修を行いたいと考えております。

なお、資料の収蔵スペースについては、発掘調査の出土資料が少しずつ増えてはおりま

すが、現状においては新たに収蔵施設が必要な状況ではございません。

次に、資料の収集方針を立て、資料収集を計画的に進めるべきではないかという御質問にお答えします。文化財郷土資料館は、現在、市が保有している文化財を安定した環境で保存し、調査を進め、その一部を展示して、多くの市民の皆様に見ていただくため設置した施設でございます。資料館の目的の一つとして、そのままでは失われたり、散逸したりする歴史的資料を収集することもございますが、これらの資料については、市民への呼びかけや所有者に寄贈のお願いをするなどして収蔵資料の充実を図りたいと考えております。

現在、防府市文化財郷土資料館では、周防国府跡の発掘調査が始まって50年になりますことから、周防国府についての企画展を開催中でございます。天平時代の周防の国の決算書であります「周防国正税帳」の実物大写真など、奈良時代の防府の様子が見られる資料を展示しておりますので、ぜひ御観覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 私、最初に、開館の年を3月というふうに申し上げましたけれども、ちょっと資料の調査が不十分で、当時の議会答弁で3月というふうに言われておったんで、それをそのまま使ってしまったけど、4月ということなので訂正をさせていただきたいと思います。（訂正済み）

展示スペースの拡大については、少し前向きに5周年という形の中で常設展示を検討すると、そういうことの中で、スペースの拡大ということも検討されるということなので、ぜひお願いをしたいと思います。

それで、参考までに申し上げますが、2008年（平成20年）にオープンになったんですけれども、ちょうど5年前の市制70周年の年になりますけれども、このときには市制70周年という形で「周防国府展」というのをアスピラートで開催をいたしました。そのときに、アスピラートの2階の展示室の面積は450平米であります。したがって、展示品の数は148、当時の目録でいくと148の品物が展示されておると。それから、図録のようなものはつくられませんでした。解説シート、22枚ありまして、両面に印刷しておるもの、片面に印してあるもの、合わせて32ページの解説シートがあったわけでありまして。つまり、面積が広いと、それだけ展示品も多くなって、その解説シートというのか、そういったものもきちっとした形になってくるわけでありまして。

現在の国府をめぐるものについては、展示品の目録がありませんので比較はできませんが、2年前ですか、防府にかかる千年の魔法展、「マイマイ新子と千年の魔法」にちなむ展示のときの展示品の目録は、いわゆる有料の空間の中が47の展示品であります。それ

から入口のあたりに3つ、それから1階の入ったところに12ほど展示品が、これは無料のところ、入り口のところに展示品があって、合わせて62と、こういう形になります。

そうしますと、やはりマイマイ新子にかかわるものでしたから、それなりに力を入れた展示ではあったんですが、やはり展示スペースというものが、そういった企画展の場合には大きな要因になるということで、ぜひこの辺については受けとめていただきたいと思います。

それから資料の収集方針ということで、寄贈を呼びかけるということを言われましたけれども、インターネットで調べたところ、博物館的なもので、収集方針をホームページに明確に出してるところは、そんなになかったんですが、例えば滋賀県の栗東市に、栗東歴史民俗博物館というところがあります。ここには約5,000件の資料があると。件ということなんで、点数ということで行くと、それよりもはるかに増えるんですけども、この中で、どういう形で収集されてるかということが興味深いんですけども、寄贈品が85%、受託が10%、それから購入・移管等が5%という形であります。やっぱり、少しでありますけれども、購入というものは必要になってくると思うんです、先ほど寄贈を求めると言うことを言われましたが。

それで、資料の収集方針、ここでは細かく申しませんが、宗教文化にかかわる施設、それから、これ街道の陣だと思っただけですけども、本陣だと思っただけですけども、それにかかわる資料、それから遺文字にかかわる資料、郷土の作家にかかわる資料、歴史と文化を明らかにする、そういった地方文書、それから生活文化資料、それから近現代の行政・生活・戦争などにかかわる資料というような形でされております。そういうことを、やはり防府の中で当てはめれば、防府にいろいろありますそういった社寺にかかわるような資料、あるいは毛利氏、大内氏にかかわるような資料、あるいは山陽道萩往還にかかわる資料、あるいは塩田にかかわる資料、そういった形で、そのほか生活文化資料だとか、行政・生活・産業・戦争にかかわる資料だとか、近現代のものについてはですね。それはやっぱりそれなりに、そういった収集方針というのを定めていただかなければ困るのではないかと。

場合によっては、例えば、防府にかかわるそういった著名人の資料というものも出てくることがあるわけです。そういうときに、収集方針がはっきりしてなければ、それはもう買えません、買いませんという話になるわけです、行政的には。検討してないということですから。

だから、これはやはり、そういうものが出てきたときには、これは何らかの収集の、あるいは購入の検討委員会というようなものを内部でつくっていただかないといけないかもしれませんが、ある程度、例えば年間100万円だとか、あるいは50万円だとかいう形

で予算化をして、必要なものが出てきたときには、そういった委員会か協議会にかけて必要であれば買うというふうにしておかないと、それを見逃してしまうと。あるいは、それを予算化するとすれば、3カ月、あるいは1年先になってしまうと。補正予算がつけば3カ月ですけれども。

この辺について、例えばインターネットで見ると、こんなものが例えばありました。滝鶴台先生の書です。これが軸が2つあるそうです。滝鶴台は、御存じのように右田の時観園という、そこで教えた有名な儒学者であります。山県周南という立派な儒学者がおって、この人は小野の鈴屋の出身ですけれども、当時の右田の毛利家が優秀な人を送ってほしいということで滝鶴台が来て、約30年近く右田の時観園で教えたということで、滝鶴台先生の「山県周南先生六十寿序他」というのが、例えばインターネットで見ると今、売りに出てるわけです。そういういわゆる専門店で、約30万円弱ですけれども。これを買うのがあるのかどうか、私はわかりませんが、例えばこういったものがあれば、そういうものについて、どういうふうに対応するのか。そんなことも考えなければならないのではないかと、こういうふうに思います。

そういう意味で、資料の収集方針なんかはやっぱり、文化財郷土資料館といいますけれども、博物館的な、博物館法の今、形には今なっておらないと思いますが、そういう組織ですので、そういった収集方針という何らかの明確なものは立てていくべきではないかと思いますが、そして、それについて、必要ならば、それを毎年使うかどうかは別にして、そういった予算措置ということも必要になってくるんじゃないかと思いますが、この辺についてだけ御答弁願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 資料の収集ということでございますが、博物館は博物館法によりまして、資料の収集ということが目的の一つとして、明確に法律上位置づけられておりますけれども、私どもの文化財郷土資料館の設置目的には、資料の収集ということが当初から入っておりません。

現在まで、有償で資料を収集するというようなことは行っておりません。現在のところ、博物館のように、積極的に買い取ることで蔵資料を増やすということは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 担当教育部長として、今のような答弁をいたさざるを得ないわけですが、議員の御指摘、一々ごもつともであると、そのように思っております

し、かねてから私も、その辺のいい知恵はないかということで投げかけてもおります。

また、ふるさと納税で、年間、おおよそでございますが150万円から200万円ぐらい、毎年、お寄せもいただいております。この皆様方のお気持ちは、ふるさとのよさを残してほしい、伝えてほしい、そういうものが込められているところでもございますし、ただ、それらを普通に使ってしまっていくようなことであってはならないと、そのようにも思っておりますので、内部で早急に協議をしていきたいと、このように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 市長さんから、少し前向きに検討したい、そういったような御答弁だとお受けとめいたします。

文化財郷土資料館という、やはり名前から市民が期待するものは、地域のやはり歴史を、そこに行けばある程度わかるというのか、そういったものであろうと思いますので、ぜひ今後、検討いただければと思います。

それでは次の質問に入りたいと思います。

最後の質問は「義務付け・枠付け改革」への市への対応についてであります。この「義務付け・枠付け改革」、あるいは「義務付け・枠付け見直し」という言葉について、まだ十分に耳に、私ひっくるめて、この言葉を聞いたのは最近でありまして、そういった意味で、若干長くなると思いますが、経緯を述べさせていただきたいと思います。

1999年（平成11年）に地方分権一括法が成立いたしまして、2000年（平成12年）に施行されて、国と地方公共団体を上下・主従関係に置く機関委任事務制度が廃止され、機関委任事務は自治事務と法定受託事務になりました。これをいわゆる第1次地方分権改革というふうに言っております。

その後、いわゆる第2期地方分権改革の中で、地方分権改革推進委員会から2008年（平成20年）と翌年に、合わせて3度の勧告が出され、2009年（平成21年）12月に地方分権改革推進計画、翌年2010年（平成22年）6月に地域主権戦略大綱が策定されました。この中で、基礎自治体への権限移譲の推進、それから義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大ということが、この勧告の大きな項目を成しております。ちょうど、この間の2009年（平成21年）8月に政権交代となっておりますが、途切れることなく、こういった形で進んできておるわけです。

この流れの中で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、大変長い名前の法律ですが、これを略して、第1次一括法と俗に言っておりますが、これが地域主権改革関連3法の一つとして、ことしの4月28日に成立いたしました。そして引き続いて、8月26日に同じ名前の第2次一括法が

成立をしたわけあります。この2つの法律で義務付け・枠付けの見直しが定められております。

ここで「義務付け」というのは、一定の課題について対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることというふうにされております。そして「枠付け」とは、地方自治体の活動について、組織、手続、判断基準等の枠付けを行うことというふうにされております。この「義務付け・枠付け」の見直しに関しては、第1次一括法で41の法律、第2次一括法で160の法律を改正し、このうち施設・公物設置管理の基準の見直しと条例委任では、福祉施設、あるいは公営住宅などの施設、公物に関する定員、面積、人員配置基準など、これまでは政令、あるいは省令で定められていた基準が、条例に委任され、政令、省令は条例制定のための基準というふうになりました。

そして、この条例制定の基準には、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」という3つの類型ができ上がったというわけでありまして。3つの類型というものは、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」ということではありますが、まずこの「従うべき基準」というのは、条例の内容は国の基準に必ず適合しなければならないものということになりますから、これは言ってみればがんじがらめになっておるわけでありまして。「標準」は、合理的な理由がある範囲内で標準と異なる内容を定めることが許されるものということになっております。「参酌すべき基準」は、基準を十分参酌した結果であれば、基準と異なる内容を条例で定めることができるものとされました。

そこで、どういったものが「従うべき基準」になるかと申しますと、保育所、特別養護老人ホーム等の職員の資格・人数、居室面積などが従うべき基準であります。2番目の「標準」では、養護老人ホームの利用定員などがこれに当てはまると。「参酌すべき基準」の中には、保育所の屋外遊技場の面積、先ほどの特別養護老人ホームでいけば廊下の幅、こういったものがあります。そのほか、公営住宅の整備基準と、それから入居の収入基準、あるいは公園等のバリアフリー化構造基準、市道の道路の構造基準の一部などがこれに該当するわけでありまして。こういった形で、一括法、あるいは「義務付け・枠付け改革」がされるということになりました。

この2つの一括法の施行日は来年の4月1日であります。ただ、条例制定などは1年間の猶予期間がありますので、2013年（平成25年）4月1日までに条例を、正確に言うとならば3月31日までに条例をつくるということになるわけでありまして。

しかし、条例制定となれば、市民の意見聴取、あるいは審議会等への諮問・答申、パブリックコメントなど、多種多様な手続が必要となってまいります。また、条例制定後の周知期間というものもやっぱり必要になるということであれば、例えば最低3カ月必要だとい

うふうにしますと、来年の12月議会までには、こういった条例改正、あるいは条例を新たにつくるということが必要になってまいります。といった意味で、この条例制定については、時間的な余裕があるようで、大変余裕がないというふうに感じられております。

これまでは、国の政令や省令で定められていた基準等を各自治体の条例にゆだねるということの意味についても考えなくてはなりません。例えば、学習院大学の櫻井敬子教授は、こういうふうに言われているというふうに物に書いてあります。「基準を外せば、よい条例ができる可能性が拓かれると同時に、最低レベルを割るリスクを抱えることになる。まさに地方の真価が問われるのだ」と、こういうふうに言われておりますが、まさにそのとおりではないかと思えます。

私は、さらに、条例を審議し、議決する各自治体、議会の真価も問われることになるのではないかと感じています。

そこで、具体的な質問に入りますが、「義務付け・枠付け改革」への市の対応はどういうふうに進められているのか、どのような体制で進められようとしているのか、どのようなスケジュールを考えているのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 「義務付け・枠付け改革」への対応についてのお尋ねでございますけれども、ただいま議員から御説明がありましたように、地域主権推進一括法につきましては、国会において、1次分が本年4月28日、2次分が同じく8月26日に可決されました。この結果、施行日は、1次分、2次分ともに平成24年4月1日となりましたが、多くの条項について、この一括法の施行により必要となる条例の整備は、「施行の日から1年を超えない期間内」に行うものとする経過措置が設けられております。

本市において、この一括法により条例整備の検討が必要となりますのは、現時点で把握している限りでは、1次分が5法律11条項、2次分が15法律31条項でございます。現在、市におきましては、条例整備に向けて、それぞれの所管課で情報収集、調査研究を行っているところでございますが、まずは現行体制において、できるだけ早く改正の必要な条例の洗い出し、改正点の検討など、全体像の把握を行いまして、法令・訴訟室と所管課とで、実際の条例化作業に今後、入っていくことといたしております。

また、新年度におきましては、法令所管部署の強化を図り、適切かつ迅速な整備を進めたいと考えております。今後のスケジュールにつきましては、それぞれ規定のない内容や作業工程等に相違がございますので、準備ができ次第、平成24年3月議会以降、順次議案として上程していきたいと、このように考えておりまして、またその都度、御審議いただければと思っております。

また、この条例制定に当たりましては、周知の期間も含め、平成25年4月までには施行してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、「標準」、「参酌すべき基準」などの、いわゆる基準につきましては、市民の利便性や福祉の向上が図られ、地域の実情に応じた基準となるよう、市民の皆様の御意見や議会の御意見も賜りながら、条例化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 今のような状況であれば、今時点で、余り明確にはわからないであろうと思うんですが、1次合わせて、20法律42の条項が関係あると。一つの法律が一つの条例に対応するのかわかりませんが、そうすると20ぐらいの若干増減があるというか、増えるということよりもむしろ減るのかもしれないんですが、20から若干減るぐらいの数の条例改正、あるいは新しく条例をつくるというふうになると考えていいわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 当面、そのような形になろうかと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 20ぐらいの条例改正ということが、これから3月議会以降、なるということになれば、議会のほうもかなり大変でありますけれども、執行部のほうも大変だろうと思います。

それで、改正に当たって、一つは、考え方によれば、国の今の基準をそのまましてしまえば、議論も何もなくて、現行どおりで、これでどうかという話になることもあり得るわけですが、それはある意味では手っ取り早い方法かもしれませんが、しかし、この法律の趣旨を生かせば、それなりに、やはり国の基準をそのまま市の基準として取り込むにしても、なぜその基準、国の法律を取り込んだかということの説明ということは、きちっとしなくてははいけないと思います。

そういう意味で、市民への説明だとか、意見聴取、こういったものについて、ある程度考えるということを総務部が中心になって、各課にやっていただくように働きかけるわけでしょうけれども、市民への説明だとか、意見聴取ということはある程度求めていくのかどうかということが一つ。それから、議会へ条例を出す場合には、これまでの基準と条例化する基準が同じものなのか、違う形になるものか、この辺については明確に、議案として出す場合にはしなければならぬと思うけれども、どうでしょうか。この辺について御回答願います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まず、市民の皆様への意見聴取といいますか、それをどのようにとっていくかということをございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、まず国の基準をそのまま使うようなものについては、改めて市民の皆様の利便性に变化がないわけをございますので、そういったところについてまで行うのかどうかといったところもございます。そういったことで、担当部署としっかりと協議する中で決めてまいりたいと考えます。

それから、議会への御説明につきましては、その条例が変わらなくても、変わっても、やはりある程度の御説明はしていかななくてはならないということで、担当部署と、これも協議しながらではございますけれども、適時、御説明の機会を持たせていただけたらなど、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 幾つか論点がありますので、ちょっと先に進みますが、条例をつくる場合に、条例で、規則に細かな基準を投げるということがあっては、私はならないのではないかと思います。これまで政省令で決めておったわけでありましたが、条例の本則の中に、別表のような形になるか知りませんが、それを規則に投げるということはあってはならないと思うんですが、この辺についてはどうかということが1つ。

それから、こういった形で、皆、初めてという形で基準をするわけでありますから、ある意味では、条例の中に見直し規定というものがあっても、これはおかしくはないのではないかと、こういうふうに思いますので、見直し規定をぜひ条例の中に入れていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、この際、こういった形で条例を、ある意味では、これまで、今ある市の条例ですね、必要な条例なのかどうか。あるいは2つを1つにすることができるのではないかと。あるいは、今回、決めなければならないものと一本化することができるのではないかと、そういうことが可能だろうと思います。

そういうことの中で、各政策分野ごとの基本条例を前の議会で、前の前でしたか、各政策分野の基本条例をつくったらどうかということを行いましたけれども、今回、こういう形で、細かな基準が、市段階で決めなくちゃいけないと。それに合わせて各基本政策分野の基本条例をつくると、これまでの条例を整理する中でですね。そういうことについて検討してほしい。

それから、条例制定とはちょっと別の問題になりますが、例えば、今回、「義務付け・枠付けの見直し」の中で、これまでは計画の公表を義務づけられておったのがありました。

例えば、次世代育成支援行動計画、市のですね。これは、今度、計画の公表が義務付けから努力義務になりました。努力義務になると、これはやらなくても許されるということになるわけですが、これまでは公表が必要だったわけですけれども。そういう形で、規制が緩和されたものについて、これはやはり今まで計画を公表するというのは、要するに議会にも公表するわけですが、市民に公表するわけですから、そういったものはやはりこれまでどおり市民に公表すべきではないかと思います。

そうだとすれば、そういった計画を公表するものとするというような条例をつくらなくてはいけないのではないかと思います。この辺のところ、まだ、現在の状況だと、そういった踏み込んだところまで検討はされてないと思いますが、この辺、一応要望というのか、意見として検討してほしいということで、申し上げておきたいと思いますが、お答えいただけるものがあればお答えいただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、いろいろ、規則への委任についても慎重に考えてほしいとか、あるいは見直し規定を設けてほしい。あるいは必要な条例の整理統合というものも図っていくべきではないか。あるいはまた、現在つくっている計画で、市民に公表しているものについては引き続き公表するような形にさせていただきたいというような御意見でございました。

そういった中で、先ほど、冒頭申しましたように、現在、担当課と法令・訴訟室のほうで、詳細、制度設計、今後の対応等につきまして、慎重に今、協議しているところでございますので、またそういった形の中で、対応できるものについては検討してまいりたいと思います。

それと、それぞれの分野ごとの基本条例という考え方も前々の議会でも一般質問でもいただいているところでございますけれども、今後の検討課題ということで、させていただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 1年を満たない期間の間に20ぐらいの条例改正、あるいは条例をつくるということになりますので、特に法令関係についてはかなりの負担になろうと思いますので、その辺については人の配置も考えたいというような御答弁でありましたので、前向きに進めていただいて、議会のほうも、今後、大変になりますが、これに取り組んでいくことが地方分権というのか、地域でいろいろと自主的に決めていく、地方自治の進展にとって大きなプラスになるというふうに考えておるといことで、私のこの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、25番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月9日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 山田 耕治

防府市議会議員 中林 堅造